

犯罪被害者支援ハンドブック

＜改訂版＞



鳥 取 県

「犯罪被害者支援ハンドブック改訂版」目次

作成の趣旨

1	犯罪被害者等施策の主な経緯	4
2	犯罪被害者等施策における国と地方公共団体の役割	5
	(1) 国・地方公共団体の役割	5
	(2) 県と市町村の役割	5
3	施策担当窓口部局の役割	6
	(1) 施策の総合的な推進に係る企画・調整	6
	(2) 関係機関・団体間の連携の促進	6
	(3) 相談・情報提供	6
	(4) 広報啓発	6
4	犯罪被害者等が抱える様々な問題	7
	(1) 犯罪被害者等が置かれた状況	7
	①直接的被害	7
	②事件後に直面する状況	7
	(2) 具体的に困難な状況	8
	①心身の不調	9
	②生活上の問題	10
	③周囲の人の言動による傷つき	11
	④加害者からの更なる被害	11
	⑤捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）	12
	(3) 性暴力被害者等が抱える様々な問題	14
	①性暴力とは	14
	②「性暴力」と「性犯罪」について	14
	③性暴力被害者の置かれた状況	16
	④性暴力被害者への必要な支援とは	16
	⑤本県における支援体制	16
5	支援に携わる際の留意事項	18
	(1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	18
	①基本的な支援対応の流れ	18
	②具体的な対応のあり方	18
	《具体的な対応にみる留意点》	20

《支援者自身のケア》	21
(2) 被害類型別特徴と対応上の留意点	22
【殺人等遺族への対応】	22
【暴力犯罪等により傷害（障がい）を負った人への対応】	24
【交通事故に遭った人への対応】	26
【性犯罪に遭った人への対応】	28
【配偶者からの暴力を受けた人への対応】	30
【ストーカー被害に遭った人への対応】	33
【サイバー犯罪等ネット被害に遭われた人への対応】	35
【虐待された子どもへの対応】	39
6 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携	42
(1) 関係機関・団体の連携の必要性	43
(2) 関係機関・団体の連携の実際	43
①基本的な連携の流れ	43
②連携の際の留意点	45
7 各機関・団体における支援業務	47
(1) 総合的な対応	49
(2) 司法関連	60
(3) 刑事施設・保護観察所等	68
(4) 人権・外国人対応	72
(5) 医療・福祉	74
(6) 就労関連	79
(7) 女性・子ども	83
(8) 交通事件	91
(9) 消費生活等	96
(10) 暴力団	97
(11) その他（各種福祉制度等の紹介）	98
8 ニーズに応じた解決手段	105
参考資料等	
○ 用語の定義	117
○ 参考「捜査、裁判の流れ」	118
○ 「犯罪被害申告票」（参考様式1）	122
○ 「被害者支援連絡票」の活用（参考様式2）	123

○ 主な相談窓口一覧【代表的な相談（ニーズ）に応じた窓口】	124
○ 関係機関・団体一覧	
・ 警察署一覧	136
・ 検察庁一覧	136
・ 裁判所一覧	136
・ 税務署一覧	136
・ 年金事務所一覧	137
・ 福祉保健局（福祉事務所（市部を含む）、保健所）等一覧	137
・ 県営住宅の問い合わせ先一覧	137
・ 市町村犯罪被害者等施策担当課（室）一覧	138
○ 用語等の検索	139

<引用資料>

- ・ 「犯罪被害者等施策の手引き」（平成20年4月）
内閣府犯罪被害者等施策推進室作成
- ・ 「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案（平成20年12月）
内閣府犯罪被害者等施策推進室作成



<鳥取県被害者支援フォーラムの開催（平成27年11月）>

作成の趣旨

犯罪の被害を受けた人及びその家族や遺族（以下「犯罪被害者等」という。）からの問い合わせや相談内容は、被害の内容や被害者の置かれている状況により様々です。問い合わせや相談内容が担当業務と異なる範囲に及んでも、適切な支援機関、制度の紹介などを犯罪被害者等に対して速やかに行うことが必要です。

このハンドブックは、現在、犯罪被害者等の支援に携わっている各機関・団体の職員や、これから携わろうとする支援者の方の執務に役立たせていただくため、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援者としての心構え、関係機関・団体が行っている様々な支援や連絡先等についての基本的な事項をまとめたものです。

また、各市町村においては、犯罪被害者等のおかれた状況により、被害者等が利用できる市町村事業（実施主体となり提供している各種制度等）をハンドブックに追加するなど、地域の実情に応じて活用いただければ幸いです。

1 犯罪被害者等施策の主な経緯

昭和49年8月に発生した三菱重工ビル爆破事件がきっかけとなり、犯罪被害者等に対する公的な経済支援制度の確立を求める声が高まったことを受け、昭和55年5月に犯罪被害者等給付金支給法が制定されましたが、本制度は、犯罪被害者等のためにという視点を正面に据えた初めての施策でした。

平成7年3月に発生した地下鉄サリン事件や平成13年6月に発生した附属池田小事件等の無差別殺傷事件を契機に、被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識されるとともに、総合的な取組を求める犯罪被害者等の声に答えるべく、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、平成16年12月に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が成立し、平成17年4月に施行されました。また、基本法に基づき犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための施策を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）が、平成17年12月に閣議決定されました。（現行：第2次計画（平成23～27年度））

鳥取県においては、平成20年6月に犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（以下「推進条例」という。）が制定され、犯罪被害者等への支援施策を実施することを定めるとともに、推進条例に基づき犯罪被害者等の具体的支援施策を盛り込んだ鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画を平成21年3月に策定しました。（現行：第3期計画（平成26～28年度））

2 犯罪被害者等施策における国と地方公共団体の役割

(1) 国・地方公共団体の役割

基本法・基本計画に盛り込まれた犯罪被害者等施策は、その多くが、国において制度の企画立案や全国的な斉一性を確保するための基準の設定を担い、地方公共団体において住民の利便性の向上や施策の効果的な実施の観点から、具体的な執行部分を担うものになっています。

これらの諸施策が効果的に実施され、犯罪被害者等が身近な場所で途切れなく支援を受けられるようにするためには、住民に身近な存在である地方公共団体や地域の関係機関・団体において連携協力が進められ、施策の総合的な推進が図られることが必要不可欠になります。

(2) 県と市町村の役割

基本法では、都道府県・市町村を区別せず、地域の状況に応じ多岐にわたる施策を総合的に推進することを求めています。

特に市町村は、住民にとって最も身近な存在でありかつ各種保健医療・福祉制度の実施主体であることから、まずは、一次的な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や申請補助など適切なコーディネートを行う、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行うことが望まれます。

県においては、市町村と同様、犯罪被害者等からの相談等に適切に対応するほか、各種連絡会議や研修を通じた情報提供や啓発など市町村との連絡調整・支援を行うとともに、犯罪被害者等の置かれた環境や心身の状況に精通した専門家（臨床心理士等）の確保及び紹介、県域全体にまたがる関係機関・団体や支援制度に関する情報提供、犯罪被害者等支援に携わる者への研修、犯罪被害者等問題に関する調査研究など市町村単位では対応が難しい取組を重点的に実施することが望まれます。

県・市町村間の連携協力も、途切れのない支援体制をつくる上で重要です。犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し相互に橋渡しできるよう、県・市町村の間でそれぞれが有する制度・事業の情報や連携方法についての認識を共有しておく必要があります。また、効果的な施策の実施の観点から、広報啓発や調査研究を連携協力して実施することも考えられます。

なお、県・市町村の役割分担については、厳密なものとしてではなく、地域の実情に応じて、犯罪被害者等が望む場所で適切な時期に必要な支援を途切れなく受けられるようにするという視点に立った、相互補完的なものとしてとらえることが重要です。

3 施策担当窓口部局の役割

基本計画では、内閣府において、県・市町村に対し、施策を総合的に推進するための要となる「施策担当窓口部局」の確定とともに、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う「総合的な対応窓口」の設置を要請することとされています。

施策担当窓口部局では、主に以下の役割を果たすことが期待されています。

(1) 施策の総合的な推進に係る企画・調整

犯罪被害者等及びその支援者からの意見・要望を一元的に把握し、庁内横断的に施策の企画立案・調整を行うこと。

(2) 関係機関・団体間の連携の促進

国、都道府県・市町村との連携の窓口、民間支援団体、その他関係機関・団体との連携の窓口としての役割を果たすこと。

中でも民間支援団体は、公的機関と比較して、個々の犯罪被害者等が抱える事情に応じたきめ細やかな支援や継続的な支援を行える点で大きな利点を有していることから、民間支援団体に対する援助や連携協力に関する取組を積極的に進めることが重要です。

(3) 相談・情報提供

総合的な対応窓口として、犯罪被害者等からの相談・問い合わせに対応して、庁内関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しなどを行うこと。

(4) 広報啓発

犯罪被害者等の心身の状況や置かれた環境を理解し、地域社会全体で被害者が再び平穏な生活を営めるよう支える必要があることを地域住民に啓発すること。

犯罪被害者等のみならず地域住民一般に、総合的な対応窓口を始め地域で利用できる各種制度や相談窓口を周知すること。

4 犯罪被害者等が抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪被害者等¹の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に注目して支援するべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

(1) 犯罪被害者等が置かれた状況

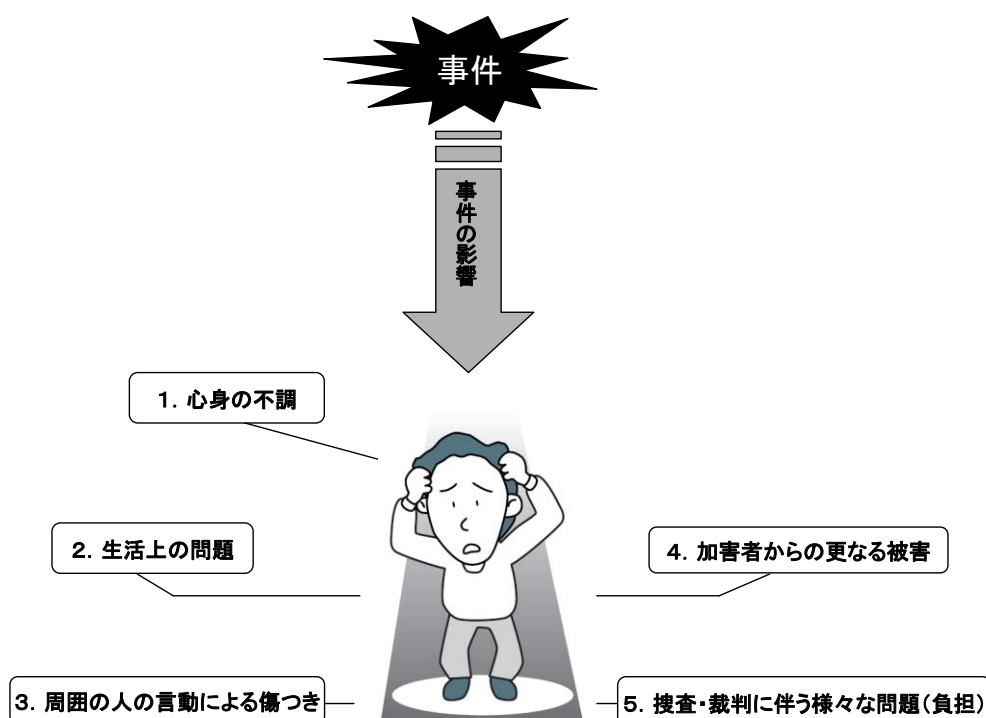
① 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

② 事件後に直面する状況

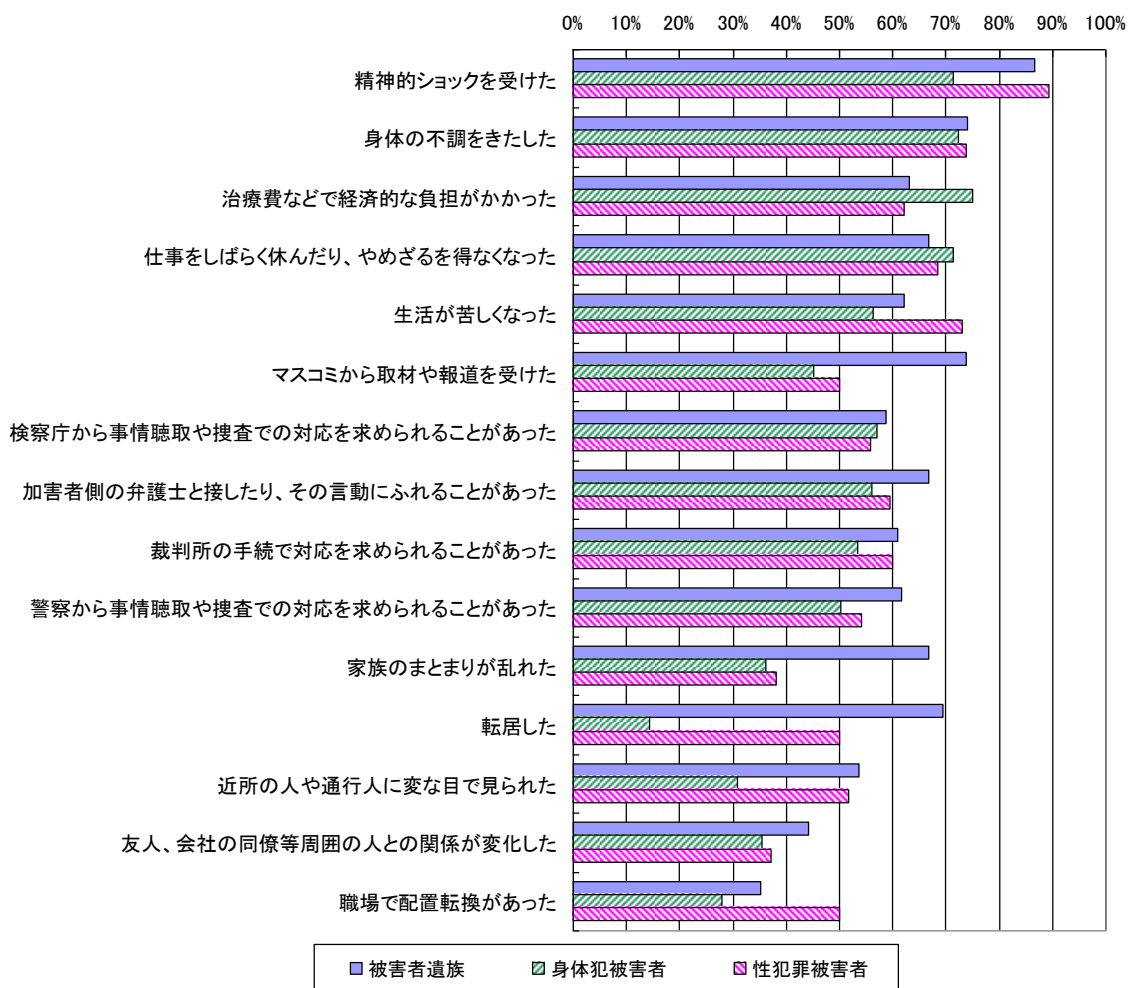
事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。



¹ 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

(2) 具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。＜事件後の状況＞（被害者遺族、身体犯被害者、性犯罪被害者について、事件後に下記のような出来事があったとする被害者等のうち、当該出来事を「被害の一部であると非常に強く思う」を回答した者の割合）



平成14年「犯罪被害者実態調査報告書」(犯罪被害実態調査研究会)を基に作成

①心身の不調

〔直後〕

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある

(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ 周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

〔中長期〕

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくることがあります。

<精神的な不調の例>

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

<身体的な不調の例>

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

【子ども】

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくても起

² 犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ (<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html>) 参照。

きます。)

- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です。

(P 105 参照)

コラム 一犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患一

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

PTSD

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

②生活上の問題

・仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

・不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

・経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結さ

れることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します³。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に向かうたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

・家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性もあります。

③周囲の人の言動による傷つき

・近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

・支援者

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感ずることができるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

④加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や

³ これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、中国四国厚生局に報告してください。

また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料（税）の支払いが難しい場合は、住居地の市町村に相談してください。

恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤捜査、裁判に伴う様々な問題(負担)

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

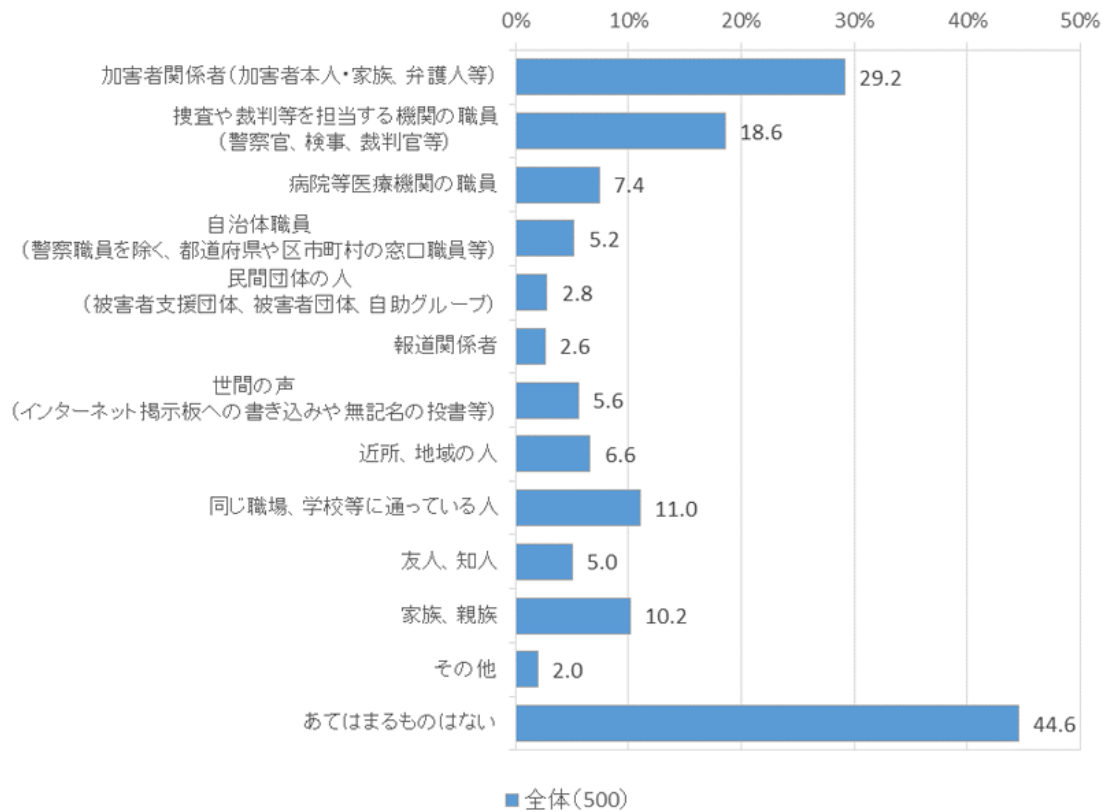
損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

<周囲の人から受けた二次被害の有無>

事件後に、以下の人々の言動や態度によってあなたの気持ちが傷つけられたと感じたことはありましたか？
(複数回答)

以下の結果から、加害者関係者（加害者本人・家族、弁護士等）から傷つけられたと感じた人が29.2%と最も多く、事件によって加害者に傷つけられた後も、継続して加害者側に傷つけられる被害者が多いことがうかがえる。

一方、捜査や裁判等を担当する機関の職員から傷つけられたと感じた人が18.6%、病院等医療機関の職員から傷つけられたと感じた人が7.4%を占めるなど、支援を受ける段階で二次被害を受けてしまう被害者も多い。また、同じ職場、学校等に通っている人から傷つけられたと感じた人が11.0%、家族、親族から傷つけられたと感じた人が10.2%となっており、普段、被害者と関わりをもつ人からの被害も多いことがうかがえる。



「平成26年度犯罪被害類型別調査」(内閣府) 出典

参考 一被害に遭われた方の手記一

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。手記集は、様々な機関・団体で作成されていますが、ここでは、内閣府犯罪被害者等施策推進室ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>) に掲載されている手記を紹介します。

- ・「犯罪被害者白書」コラム
- ・「犯罪被害類型別継続調査 調査結果報告書」
- ・「私たちにできること」

(3)性暴力被害者の置かれた現状

①「性暴力」とは

性暴力とは国連では、「身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの」と定義されています。
（「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」（2009年7月）国連経済社会局女性の地位向上部著）

「身体の統合性」とは、「私のからだは私のもの」とであるという感覚、意識のことであり、「性的自己決定権」とは、「性的なことも私が決める」という権利のことです。つまり、誰と性的関係を結んだりするのか、避妊をするのかしないのかなど、自分のからだのこと、性的なことを決めるのは自分であり、誰からも侵害されるものではない、ということです。

本県では、性暴力被害者が安心して相談できる体制を確立するため、県や関係機関、団体が集まり検討、準備を進めていますが、「同意のない、対等でない、強要された性的行為は、すべて人の尊厳と人権とを踏みにじる性暴力」と考えています。

性暴力被害者を更に苦しめているのが、偏見や思い込みなど根拠がなく誤った情報を、あたかも本当のことに信じている「強姦神話」による二次被害です。強姦神話は、暴力をふるう側にとって都合あり、暴力をふるわれた側は、罪悪感や自責感によりさらに苦しめられています。

コラム ー強姦神話の例ー

性暴力は、加害者の性欲が強すぎてそれがコントロールできずに起こっている。

→**実際は**、支配、征服、所有の欲望が性的行為という形になったもので、多くは計画的な犯行によるもの。

性暴力に遭うのは、若い女性だけ。

→**実際は**、乳幼児から高齢者までのどの年代でも被害に遭っている。

襲われるのは、たいてい暗い夜道やひと気のない場所。

→**実際は**、加害現場は屋内が多い。

性暴力の加害者は、ほとんどが被害者の見知らぬ人。

→**実際は**、顔見知りが多い。

被害に遭った女性は、服装が派手であったり、露出が多いなど挑発的な服装をしている。など

→**実際は**、加害者は服装で選んでいない。

②「性暴力」と「性犯罪」について

「性暴力」と「性犯罪」は同じ意味で用いられることもありますが、「性犯罪」は事件として立件されるという狭義的な意味合いがあり、「性暴力」は性に関する人権侵害という広義的な意味合いで用いられます。

刑法による性犯罪には、「強制わいせつ罪」と「強姦罪」があります。しかし、性犯罪の被害に遭っても、被害者の多くが面識のある人からの被害であり、訴え出ない場合（暗数）が多いと言われています。

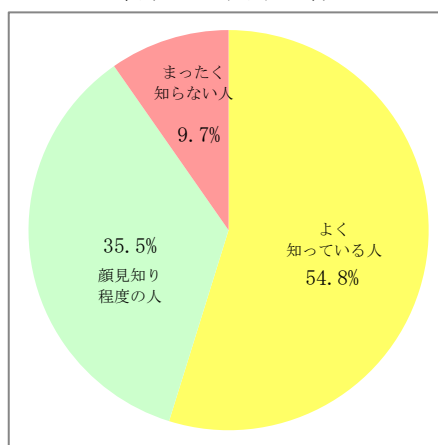
＜鳥取県における性暴力被害＞

区分		鳥取県	全国
異性から無理やり性交された経験		6.0	6.5
被害を受けた方のうち			
加害者との関係	面識のある人	90.3	88.0
	まったく知らない人	9.7	11.1
	無回答	-	0.9
被害について 相談したかどうか	相談した	53.1	31.6
	相談しなかった	46.9	67.5
	無回答	-	0.9

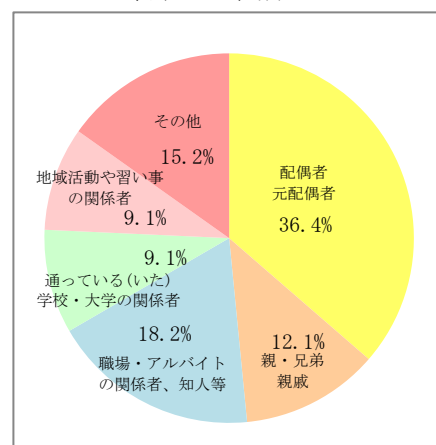
「平成26年度鳥取県男女共同参画意識調査」（鳥取県男女共同参画推進課）、

「男女間における暴力に関する調査報告書(平成26年度調査)」（内閣府男女共同参画局）出典

＜加害者との面識の有無＞

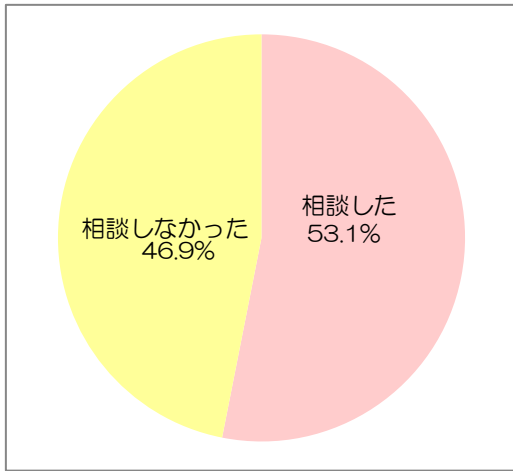


＜加害者との関係＞



「平成26年度鳥取県男女共同参画意識調査」（鳥取県男女共同参画推進課）出典

＜被害相談の有無＞



相談先	(%)
友人・知人	28.1
家族・親戚	21.9
警察	6.3
公的機関	9.4

(複数回答あり)

「平成26年度鳥取県男女共同参画意識調査」(鳥取県男女共同参画推進課)出典

参考 「強制わいせつ罪」と「強姦罪」について(刑法(明治四十年四月二十四日法律第四十五号)抜粋)

(強制わいせつ)

第一百七十六条 十三歳未満以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強姦)

第一百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

③性暴力被害者の置かれた現状

性暴力被害者は、心身に大きなダメージを受けているにもかかわらず、多くの方が、被害に遭ったことを誰にも相談できず、苦しい思いのまま過ごしています。

何とか誰かに相談し、支援を受けようという気持ちになっても、支援にたどり着くまでには、自ら調べて、いくつもの機関・団体に足を運び、そのたびに自身に起こったことを説明しなければなりません。

説明する過程で、相手の心ない言動に傷つけられることが少なくありません。必要な支援機関にたどり着く前に、気持ちが萎えてしまい、結局、何の支援も受けられないといったことも少なくありません。

④「性暴力被害者への必要な支援とは

被害直後から「産婦人科医療の提供」、「相談・カウンセリング等の心理的支援」、「捜査関係支援」、「法的支援」などの総合的な支援を、可能な限り一元的に提供することが、被害者の心身の負担を軽減するとともに、健康回復に効果があるとされています。

⑤本県における支援体制

本県では、県をはじめとする被害者支援に関係する機関・団体が集まり「鳥取県性暴力被害

者支援連携ネットワーク検討準備会」を設立し、性暴力被害者が安心して相談できる体制構築に向け検討しています。

まずは、急性期（被害直後～概ね6ヶ月）の性暴力被害者を支援する体制の早期構築を目指しており、性暴力被害者の選択と同意のもとに、被害者自らが決定し、自らの力で立ち上がる過程を支えるため、付き添い支援、相談、医療的支援など関係機関と連携して支援を行う準備を進めています。

（連絡先） 暮らしの安心推進課

5 支援に携わる際の留意事項

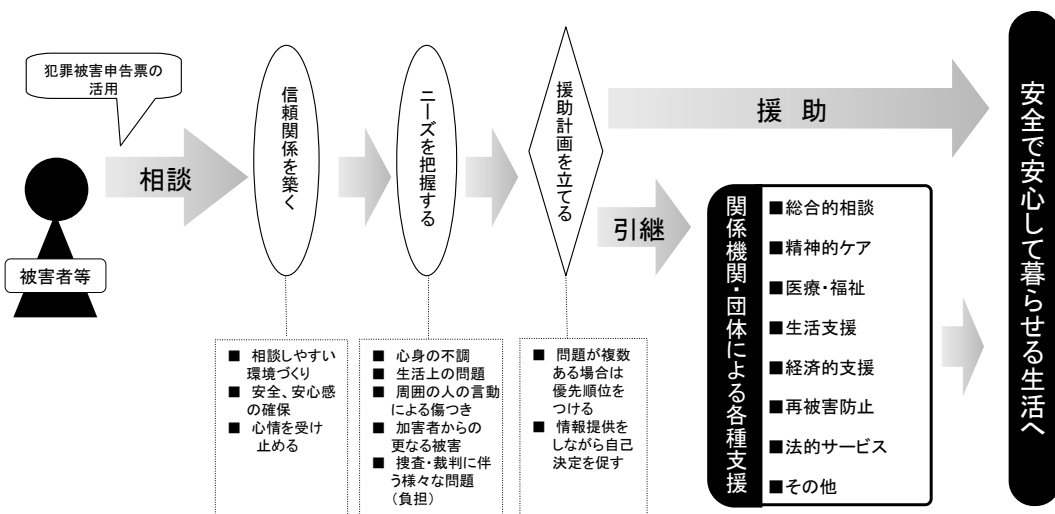
「1」にあるとおり、犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた私たちと同じ市民です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行きましょう。

(1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

① 基本的な支援対応の流れ(チャート)

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



② 具体的な対応のあり方

● 相談しやすい環境をつくる

- ・ 来談時には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- ・ 電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。
- ・ 犯罪被害申告票（P 122 参照）を備え付けておくなどし、犯罪被害者等が被害について申出をしやすいようにする。
- ・ 犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性に対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮する。

コラム — 犯罪被害申告票について —

犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が被害について言い出しにくい時に、その負担を少しでも軽減するためのものです。支援者にとっては、それのみで必要事項を把握できるものではありませんが、少なくともその人が犯罪被害者等であることがわかり、早期の段階から対応の配慮をすることができます。

※犯罪被害者等から求めがあった場合には、犯罪被害申告票用紙を提供できるように常に準備をしておいてください。ただし、犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が自らの責任において記載し、自ら携行するものであって、機関・団体において、同申告票を受領し、管理するものではありません。

● 安全確保を優先する

- ・ 「今、安全かどうか（ここが安全と感ずることができるかどうか）」、「今、話をしている

も大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等）につなぐ。

●**相談内容を受け止める**

- ・犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- ・被害の状況を人と比べない。（被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない）
- ・自責感を助長させない。（犯罪被害者等は自分を責めている場合がある）
- ・安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。（相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける）
- ・話をせかささない、さえぎらない。（心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある）

●**相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する**

- ・犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。

●**援助計画を立てる**

- ・所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。（さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。）
- ・問題が複数ある場合は優先順位をつける。

●**問題解決に向けて動く**

- ・時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
- ・支援者の意見を押しつけたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように支援（対応）する。
- ・関係機関・団体と連携する（P 42 以降参照）。

●**秘密保持に留意する**

- ・会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。

●**被害からの回復を焦らない**

- ・犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。

●**適切な支援を行うための努力を怠らない**

- ・法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

《具体的な対応にみる留意点》

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

<不適切な応答例>

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・ どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・ 泣いてばかりいると、死んだ人が浮かべられませんよ。
- ・ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ・ 辛いことは、早く忘れましょう。
- ・ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・ まだ子どもがいるじゃないですか。
- ・ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意して下さい。

<適切な応答例>

- ・ ご心中、お察しします。
- ・ 本当にお気の毒です。
- ・ このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ・ 悲しんでいいのですよ。
- ・ あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・ そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ・ (このような体験をしたら) 今までのように仕事や家事が出来なくなるのも当然だと思います。
- ・ 何をやる気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- ・ 無理をする必要はありません。
- ・ よく頑張ってくださいね。
- ・ ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

《支援者自身のケア》

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・ 自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・ 事件のことが頭から離れなくなる
- ・ 自分が無力だと感じる
- ・ 頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

<対処方法の例>

- ・ 支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・ できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・ 仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・ 自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・ 身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・ 休息、睡眠をきちんととる。

(2)被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します（被害類型全般にわたる主な支援・制度については、P 105 参照）。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

注） ●＝原則すべての人が対象となる支援等 ★＝対象要件がある支援等

【殺人等遺族への対応】

(特徴)

○殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことにより長く苦しむこととなります。また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

○社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合があります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

(対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続きが必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、診断又は検案をした医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を交付してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、届出義務者が死亡の事実を知った日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

(連絡先)

警察署（P 136）、市町村戸籍担当課

●司法解剖に関する経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、遺体を搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

(連絡先)

警察署 (P 54、136)、海上保安部 (P 55)

●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

(連絡先)

市町村 (P 98)、年金事務所 (P 137)、勤務先庶務担当、共済組合等

●遺産相続等

亡くなった犯罪被害者の財産の合計額が遺産にかかる基礎控除額を超える場合には、亡くなってから 10 か月以内に相続税の申告をしなければなりません。

(連絡先)

税務署 (P 136)、弁護士会 (P 67)、司法書士会 (P 67)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金(遺族給付金)

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。

(連絡先)

警察署・警察本部 (P 51)

★遺族基礎年金

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子 (18 歳に到達する年度末まで) のある妻または子に支給されます。

(連絡先)

市町村 (P 98)

★遺族厚生(共済)年金等

厚生 (共済) 年金に加入中の人、老齢厚生 (退職共済) 年金を受給する資格のある人、1 級または 2 級の障害厚生 (共済) 年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(連絡先)

年金事務所 (P 137)、勤務先庶務担当

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★遺児の就学援助等

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

(連絡先)

(財)犯罪被害救援基金 (P 59)、警察署 (P 136)、教育委員会 (P 89)、交通関係団体 (P 93~P 95)

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

→ (P111 参照)

【暴力犯罪等により傷害(障がい)を負った人への対応】

(特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障がい、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

医療費の援助として、以下のような制度があります。

→ (P 108 参照)

障がいを負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金(重傷病給付金、障害給付金)

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、一時金が支給されます。

(連絡先)

警察署・警察本部 (P 51、52)

★特別障害者手当

20歳以上で身体または精神に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅障がい者に支給されます。

(連絡先)

市町村 (P 99)

★身体障害者手帳の交付

身体に障がいのある方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障がいの程度に応じて受けられます。

(連絡先)

市町村 (P 99)

★障害者控除

本人又は扶養親族等が障がい者である場合には、一定額が所得金額から控除されます。

(連絡先)

税務署 (P 136)

★障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。身体的な障がいだけでなく、精神的な障がいについても、医師の判断によっては受給できる可能性があります。

(連絡先)

市町村 (P 99)

★障害厚生(共済)年金等

厚生(共済)年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。

(連絡先)

年金事務所 (P 137)、勤務先庶務担当、共済組合等

★就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障がい者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

(連絡先)

市町村障がい福祉担当課、指定障がい福祉サービス事業者

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に中程度以上の障がいがある児童を家庭で監護、養育している父母またはその他の者に支給されます。

(連絡先)

市町村 (P 102)

★障害児福祉手当

20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

(連絡先)

市町村 (P 102)

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先)

警察署・警察本部 (P 50)、(公財)鳥取県暴力追放センター (P 97)

【交通事故に遭った人への対応】

(特徴)

交通事故は、過失運転致死傷罪、危険運転致死傷罪等の自動車運転死傷処罰法上の「犯罪」に該当する場合が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

(対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

(連絡先)

警察署 (P 136)

●警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱ができません。交通事故に起因する疾患や後遺障がいについては様々なものがあります。事故当時は外傷がなくても、脳や頸部を損傷している可能性がありますので、早期に医師の診断を受け、けががある場合は診断書を提出してください。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

(連絡先)

警察署等 (P 136)

自賠償保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

(連絡先)

損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

(連絡先)

交通事故相談所（P 91）、（公財）日弁連交通事故相談センター（P 91）、
（社）日本損害保険協会（P 91）、（公財）交通事故紛争処理センター（P 92）、
（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構（P 92）

経済的支援として、以下のような制度があります。

★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

（連絡先）

損害保険会社

★奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障がいが残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。

（連絡先）

（公財）交通遺児育英会（P 95）

★交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拋出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

（連絡先）

（公財）交通遺児等育成基金（P 94）

★介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

（連絡先）

（独）自動車事故対策機構（NASVA）（P 93）

★生活資金、緊急時見舞金

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、進学等支援金を支給しています。

（連絡先）

（公財）交通遺児等育成基金（P 94）

【性犯罪に遭った人への対応】

(特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応(P.9「①心身の不調」参照)が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障がい、自傷行為や自死行動などに至ることもあると言われております。また、被害者にとって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の支援者が対応することが必要です。

●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望に応じて、できるだけ女性警察官が対応するようにしています。

(連絡先)

警察署 (P 50、136)

●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品(当時着ていた服など)の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

(連絡先)

警察署 (P 136)

すぐに警察に届け出ることに消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

●緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服用により、妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察署に届け出れば、診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用等を公費で負担します (P 53 参照)。

●病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、女性警察官や民間被害者支援団体の

支援者が付添いを行います。

(連絡先)

警察署 (P 136)、民間被害者支援団体 (P 58)

●特定感染症検査

H I V抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒血清検査が無料・匿名でできます。

(連絡先)

保健所 (P 75)

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

★証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

(連絡先)

検察庁 (P 64)、裁判所 (P 60)、民間被害者支援団体 (P 58)

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。

(連絡先)

性犯罪 110 番 (警察本部) (P 50)

●性暴力に遭った人への対応

性暴力被害については、「性暴力被害者の置かれた状況」(P14～)を参照してください。

また、本県では、県をはじめとする被害者支援に関する機関・団体が集まり「鳥取県性暴力被害者支援連携ネットワーク検討準備会」を設立し、性暴力被害者が安心して相談できる体制構築に向け検討しています。

まずは、急性期(被害直後～概ね6ヶ月)の性暴力被害者を支援する体制の早期構築を目指しており、性暴力被害者の選択と同意のもとに、被害者自らが決定し、自らの力で立ち上がる過程を支えるため、付き添い支援、相談、医療的支援など関係機関と連携して支援を行う準備を進めています。

(連絡先)

くらしの安心推進課

【配偶者等からの暴力(DV)を受けた人への対応】

(特徴)

配偶者等からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力等があります。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから・・・」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

※「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)では、保護命令や一時保護の対象者となる被害者として「配偶者からの暴力を受けた者(事実婚、元配偶者を含む。)」及び「生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力を受けた者(元交際相手を含む。)」を定めています。

(対応上の注意点)

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫(加害者)の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性(安全性)を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や配偶者暴力相談支援センター、医療機関などの専門機関につながります。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく(診断書は後日でも可)と、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

DVを受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察署に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあります。DVだと分かった場合は、必ず本人の意思を確認し、警察署又は配偶者暴力相談支援センターに通報してください。

(連絡先)

警察署 (P 54)、配偶者暴力相談支援センター (P 84)、医療機関

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、婦人相談所の一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につなぎます。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

(連絡先)

市町村 (P 98)、配偶者暴力相談支援センター (P 84)、婦人相談所 (P 85)

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★保護命令

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

※接近禁止命令：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。

※退去命令：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申立てができる場合もある。

※電話等禁止命令：被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。平成19年の法改正により、接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、申し立てることができるようになった。

(連絡先)

警察署 (P 54)、配偶者暴力相談支援センター (P 84)、地方裁判所 (P 60)

★住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先)

市町村 (P 98)

恋人からの暴力(デートDV)を受けた方には

暴力は、配偶者間だけでなく恋人間でも起こり、中高生などの若年者のデートDV被害も生じています。デートDVも、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力などあらゆる暴力があります。交際相手を「怖い」と感じている方に対しては、しっかり話を聞いてください。責められることなく安心して話せる相手がいることは、大きな勇気づけになります。また、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関の情報も伝えてください。

相談を受ける際は、DV被害者と同様に、「あなたが我慢すれば良いのではないか」、「嫌なら別れたら」等の言葉は避け、「あなたは悪くない」、「いつでも力になる」等の言葉を伝えてください。

(連絡先)

配偶者暴力相談支援センター (P 84)、男女共同参画センター (P 83)

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

→ (P 106 参照)

【ストーカー被害に遭った人への対応】

(特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。つきまとい等とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- | | |
|----------------------------|----------------|
| ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけなど | ② 監視していると告げる行為 |
| ③ 面会、交際の要求 | ④ 乱暴な言動 |
| ⑤ 無言電話、連続した電話、ファクシミリ、電子メール | ⑥ 汚物などの送付 |
| ⑦ 名誉を傷つける | ⑧ 性的羞恥心の侵害 |

を行うことをいいます。ストーカー行為は、つきまとい等を繰り返して行うことをいいます。加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

(対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ア) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- イ) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- ウ) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- エ) 電話の会話内容をメモ、又は録音する
- オ) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する

(連絡先)

警察署 (P 136)

緊急時における安全の確保及び避難が必要かを検討します。

相談者の生命、身体に直接危害が及ぶおそれがあり、緊急の場合は、すぐに110番通報してください。

まず、緊急時における安全の確保及び避難も検討しなくてはなりません。友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。当該ストーカー行為の行為者（以下「行為者」という。）が実家や友人宅等を知っていて、そこに避難してもすぐに見つかる危険性がある場合などには、他の場所への避難が必要です。

警察や婦人相談所などの専門機関につながります。

警察では、行為者に対する警告・禁止命令や当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示等必要な援助を申し出ることができます。また、自ら適当な避難場所を確保することができない場合で、一定の要件を満たすときには、一時的に避

難するためのホテル等の宿泊施設に要する費用を公費で負担します。

(連絡先)

警察署 (P 136)、婦人相談所 (P 85)

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★警察からの警告、告訴

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」を行うことができます。警告を無視してつきまとい等が続けると、公安委員会から「禁止命令」を出すことができます。また、「警告」の申出以外にも、警察に「告訴」を行って、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

(連絡先)

警察署 (P 54)

★住民票の写しの交付等の制限 (再掲 P 31)

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先)

市町村 (P 98)

●無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ (電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム) や、ナンバーリクエスト (電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム)、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

(連絡先)

N T T、その他の電話会社

★防犯グッズ等の活用

再被害防止のため、携帯型緊急通報装置を貸し出しています。

(連絡先)

警察署 (P 50)

【サイバー犯罪等ネット被害に遭われた人への対応】

○ 私事性的画像記録の提供等(リベンジポルノ)の被害

(特徴)

「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が規制の対象としている行為は、下記の①～③のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像に係る記録(電子情報)・物(写真、USBメモリ、CD-Rなどの有体物)

- ① 性交又は性交類似行為に係る人の姿態
- ② 他人が人の性器等を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ③ 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

を

ア 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、不特定若しくは多数の人に提供し、公然と陳列する(公表罪)

イ アの行為をさせる目的で、私事性的画像記録(物)を提供する(公表目的提供罪)ことをいいます。

(対応上の注意点)

支援者としては、私事性的画像記録がインターネットを利用して提供されると、その拡散は早く、被害者が受ける損害は重大かつ回復困難であり、削除の緊急性が高いことを念頭に置いた対応が求められます。被害者は、警察に通報するとともに、支援者の心ない言動によって被害者が更に傷つくことがないように、以下のような対応を心懸けてください。

- ア) 被害者が話をしやすい環境を作る
- イ) 被害者が話をしてくれたことに敬意を表する
- ウ) 被害者が感じる自責感をやわらげる
- エ) 被害に遭っているのは自分一人ではないことを伝える
- オ) 適切な他の関係機関につなげる

(連絡先)

警察署 (P 136)

私事性的画像記録の提供等による被害が認められた場合には、以下のような方法が考えられます。

★プロバイダ責任制限法の特例(画像の削除)

私事性的画像記録がインターネットを利用するなどして公表されることにより、長期にわたり多大な精神的苦痛を受けることになるため、被害者等がプロバイダ等に対して、私事性的画像記録の送信を防止する措置が講じられるよう申し出ることができ

ます。

(連絡先)

プロバイダ会社等

★告訴

被害者が、警察に「告訴」を行って、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

(連絡先)

警察署 (P 136)

○ 児童ポルノの撮影等の被害

(特徴)

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)に係る記録媒体その他の物であって、次の①から③のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいいます。

- ① 児童を相手方とする又は児童による性交(例:成人女性が男児を相手にする性交など)又は性交類似行為に係る児童の姿態
- ② 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ③ 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

上記児童ポルノを製造する行為(例:カメラ等で撮影して本体やSDカード等に保存するなど)、他人へ提供する行為(例:メール等で画像を送信するなど)、公然と陳列する行為(例:インターネット掲示板等に貼り付けるなど)等が処罰の対象となります。

※児童とは、18歳未満の子どもである。

※対応上の注意点は、上記「リベンジポルノの被害」と同様です。

○ サイバー犯罪に対する対応方法

メールで脅迫を受けている。

どのように対応したらよいか。

★対応方法

メールでの脅迫における対応は、

- ・送られてきた脅迫メールの内容
- ・送られてきた脅迫メールのヘッダ情報

・いきさつや、対応等を明らかにできる記録
を保存してください。

また、そのメールを受け取りたくないと考えているのであれば、

- ・迷惑メールを防ぐフィルタリングソフトを利用
- ・プロバイダ等で提供しているフィルタリング機能を利用
- ・メールの受信拒否設定

をするなどの対応をしてください。

犯罪被害に遭っていると考えられる場合は、上記の脅迫メールの内容の資料を準備し、最寄りの警察署へ御相談ください。

(連絡先)

警察署 (P 136)

●緊急の場合

生命、身体に直接危害が及ぶおそれがあり、緊急の場合は、すぐに 110 番通報してください。

児童ポルノなどインターネット上の違法・有害情報を発見した場合の通報や県以外の相談窓口などについて紹介します。

●インターネットホットラインセンターに通報する。

インターネットホットラインセンターは、インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口です。

広くインターネット利用者から違法・有害情報に関する情報提供を受け付け、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への違法情報や、電子掲示板の管理者等への送信防止措置依頼などを行っています。

<http://www.internethotline.jp/>

●違法・有害情報相談センターに相談する。

違法・有害情報相談センターは、インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口です。

<http://www.ihaho.jp/>

電話 03-5644-4800 (相談フォームからの相談受付後対応)

●法務省人権相談に相談する。

法務省では、不当な差別、職場、学校でのいじめ、相隣間のトラブル、インターネットでの誹謗中傷・プライバシー侵害などの相談に応じています。

みんなの人権 110 番 0570-003-110

(受付時間 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

子どもの人権 110 番 0120-007-110 (フリーダイヤル)

(受付時間 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

女性の人権ホットライン 0570-070-810

(受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで)

インターネット人権相談受付窓口 (24時間受付)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

この他、様々な相談窓口がありますので、一人で悩むことなく警察などに相談してください。

(連絡先)

警察署 (P)

インターネット上の掲示板などに、私事性的画像記録や自分の個人情報や名誉を毀損する情報が名指しで書き込まれている。

どのように対応したらよいか。

●削除依頼の方法

直ちに掲示板などの管理者に対して削除依頼をしましょう。

削除依頼の方法は、ホームページ・掲示板によって方法が異なるので、そのホームページや掲示板のルールにのっとった方法で削除依頼をされることをお勧めします。

(この場合、一部のホームページ・掲示板では削除依頼を行ったこと自体が公開され、更なる書込みの対象となるおそれがあります。)

ホームページや掲示板等のトップページから「管理者への連絡用フォーム」や「お問い合わせ」など管理者にメールを送ることができるページを表示し、必要事項を記入して送信します。

掲示板によっては、管理者へのメールではなく、削除依頼専用の掲示板が用意されているものもあります。

削除依頼には、

- ・該当の書込みが掲載されている場所 (URL) や書込み No
- ・掲載されている内容、侵害された権利の内容、具体的な被害の状況など

をできるだけ詳しく記入してください。

削除依頼で記入した内容は、後のやりとりで必要になることがあるので保存しておきましょう。

【虐待された子どもへの対応】

(特徴)

子ども虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども(18歳未満)に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢(ネグレクト)、心理的虐待を行うこととされています。子ども虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けた子どもに適切な対処がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。子ども虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

(対応上の注意点)

子ども虐待を発見した場合、または、子ども虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません(児童虐待の防止等に関する法律第6条)。

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています(児童虐待の防止等に関する法律第7条)。

ア) 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせず聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

イ) 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し速やかに児童相談所に通告して下さい。(連絡先) 福祉事務所 (P 74)、児童相談所 (P 86)、市町村福祉担当課

コラム 一守秘義務について

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大けがをしているなど、児童相談所に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

ア) 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。

子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

イ) 一時保護

一時保護は、原則として子どもや保護者の同意を得て行います。しかし、一時保護は子どもの安全を確保することを第一義として対応していくことが必要であるため、同意が得られない場合にも子どもの安全確保が必要と判断した場合には、児童相談所長が職権で一時保護を実施します。

ウ) 在宅支援の場合

通告先機関等による調査の結果、在宅による支援を継続することが望ましいと判断された場合には、通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

エ) 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

※これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会⁴等

⁴児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

「虐待かも」と思ったら～児童相談所全国共通ダイヤル189(いちはやく)

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告ができる全国共通の電話番号です。児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」にかけると、最寄りの児童相談所につながります。

コラム —親権者の懲戒権と子ども虐待の関係—

親権の中の1つとして民法第822条第1項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」など虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

6 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携

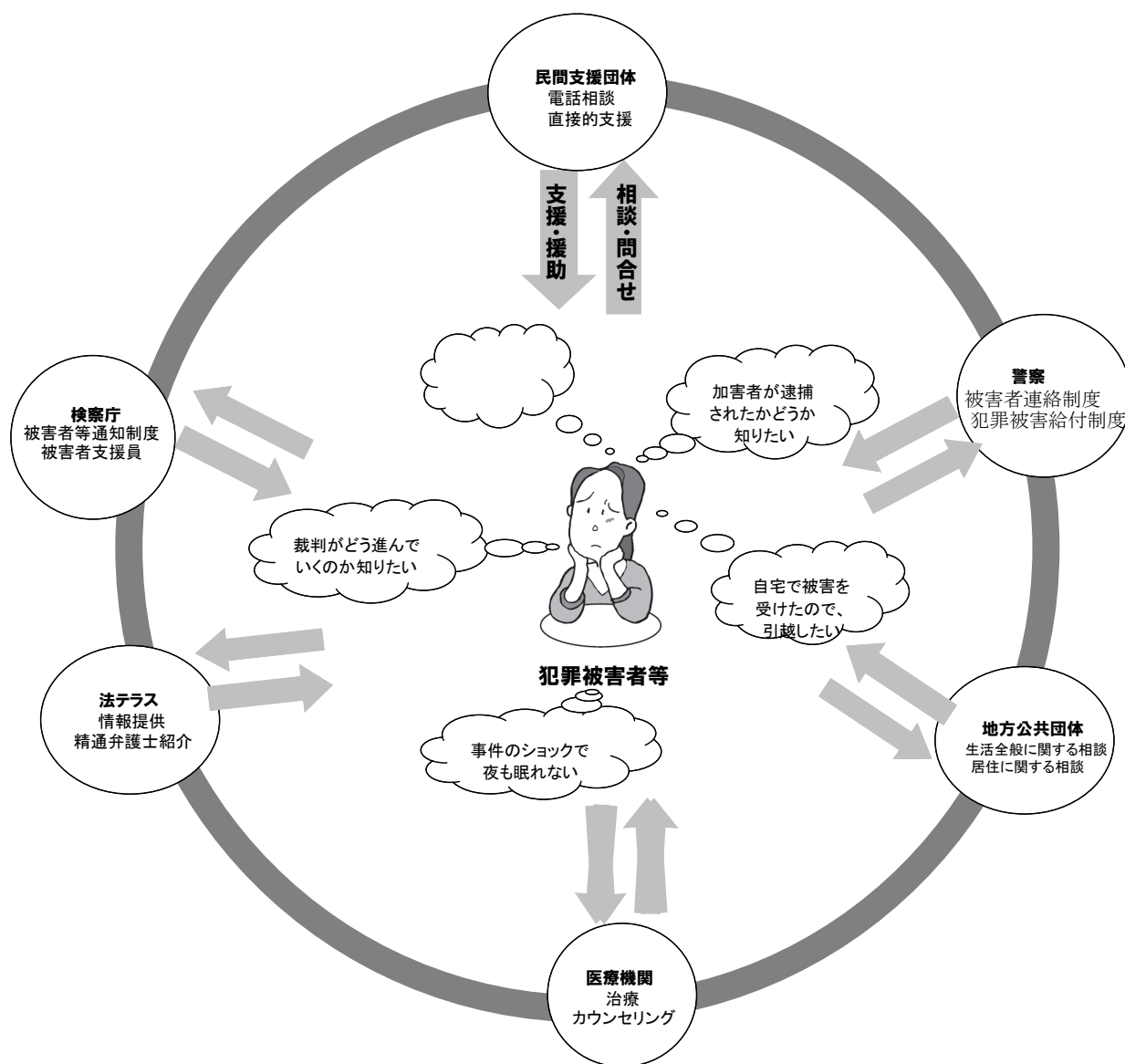
(1) 関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれない被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、話の内容をしっかりと受けとめ適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望めます。

各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような“途切れない支援”が求められています。

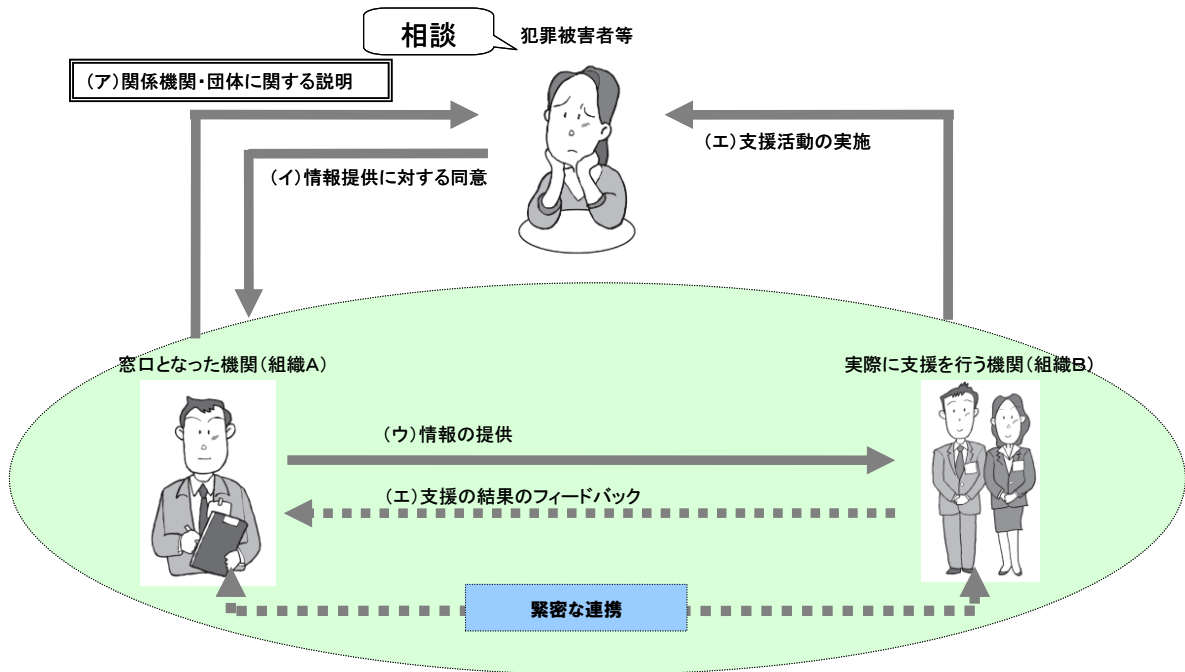
《犯罪被害者等のニーズに対応する「途切れない支援」のための連携図(イメージ)》



(2) 関係機関・団体の連携の実際

① 基本的な連携の流れ

《基本的な連携の流れ フロー図》



(ア) 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・ 組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・ 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・ 連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・ 受付時間

(イ) 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否かを確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織に

は守秘義務があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Bに伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例、犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

《最低限伝えるべき情報》

- ・ 氏名、性別、被害当事者との関係
- ・ 電話番号
- ・ 犯罪等被害の概要
- ・ 希望する支援の内容

《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 犯罪被害発生日
- ・ 被害の程度、障がいの有無
- ・ 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・ これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

(ウ) 犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Bでの対応が必要であることを伝え理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Bに伝達します（※ 参考様式P 123に添付）。

その際、組織Bにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織Aに伝達を依頼します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織Bにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。さらに、組織Bにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援につい

て確約するような説明は避けてください。また、犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる時には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

(エ) 支援活動の実施

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。また、必要に応じて、対応結果について、組織Aにフィードバックをします。

(オ) より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンス(打合せ)を開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報の取扱に注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「途切れない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

②連携の際の留意点

(ア) 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

(イ) 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じるような印象を与えないように努めてください。「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信

頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

(ウ) 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。当該被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、〇〇機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

(エ) 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、FAXの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなどの工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。不安の強い被害者等の場合は、被害者の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

7 各機関・団体における支援業務

注1) 各機関・団体ごとの支援業務や連絡先等の基本的な事項を、業務分野ごとに記載しています。

注2) 網掛けがしてある支援・制度は、犯罪被害者等に特化した支援・制度です。

<総合的な対応>

- (1) 鳥取県……………49
- (2) 鳥取県警察……………50
- (3) 第八管区海上保安部……………54
- (4) 法テラス鳥取……………56
- (5) (公社)とっとり被害者支援センター…57
- (6) (公財)犯罪被害救援基金……………58

<司法関連>

- (再掲) 法テラス鳥取……………56
- (7) 鳥取地方裁判所・簡易裁判所……………60
- (8) 鳥取家庭裁判所……………62
- (9) 鳥取地方検察庁……………64
- (10) 鳥取県弁護士会……………67
- (11) 鳥取県司法書士会……………67

<刑事施設・保護観察所等>

- (12) 矯正管区……………68
- (13) 刑事施設……………68
- (14) 少年鑑別所……………68
- (15) 少年院……………69
- (16) 地方更生保護委員会……………69
- (17) 保護観察所……………70

<人権・外国人対応>

- (18) 法務局・地方法務局……………72
- (19) (公財)鳥取県国際交流財団……………73

<医療・福祉>

- (20) 鳥取県立精神保健福祉センター……………74
- (21) 福祉事務所(福祉保健局)……………74
- (22) 保健所(福祉保健局)……………75
- (23) 市町村保健センター……………75
- (24) 生活困窮者自立相談支援機関……………76
- (25) 市町村社会福祉協議会等……………76
- (26) 地域包括支援センター……………77
- (27) (公社)鳥取県医師会……………77
- (28) 医療安全支援センター……………78

<就労関連>

- (29) 労働基準監督署……………79
- (30) ハローワーク・鳥取県ふるさとハローワーク……………79
- (31) 高齢・傷害・求職者雇用支援機構……………80
- (32) 産業人材育成センター……………80
- (33) 総合労働相談コーナー……………80
- (34) 鳥取労働局雇用均等室……………81
- (35) 鳥取県中小企業労働相談所……………81
- (36) 個別労使紛争解決支援センター……………82

<女性・子ども>

- (37) 男女共同参画センター……………83
- (38) 配偶者暴力相談支援センター……………84
- (39) 婦人相談所（福祉相談センター）…85
- (40) 少年サポートセンター……………86
- (41) 児童相談所……………86
- (42) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援
施設・情緒障害児短期治療施設……………86
- (43) 母子生活支援施設……………87
- (44) ファミリー・サポート・センター…87
- (45) 教育委員会（相談）……………88
- (46) 教育委員会（奨学金）……………89
- (47) 学校……………89
- (48) （独）日本スポーツ振興センター……………90
- (49) （公財）日本財団……………90

<交通事件>

- (50) 交通事故相談所……………91
- (51) （公財）日弁連交通事故相談センター
鳥取県支部……………91
- (52) （一社）日本損害保険協会……………91
- (53) （公財）交通事故紛争処理センター
広島支部……………92
- (54) （一財）自賠責保険・共済
紛争処理機構……………92
- (55) （独）自動車事故対策機構（NASVA）
鳥取支所……………93
- (56) （公財）交通遺児等育成基金……………94
- (57) （公財）交通遺児育英会……………95

<消費生活等>

- (58) 消費生活センター……………96

<暴力団>

- (59) （公財）鳥取県暴力追放センター…97

<その他>

- （再掲）男女共同参画センター……………83
- (60) 各種福祉制度等の紹介（市町村）…98
- (61) （社福）いのちの電話……………104
- (62) 全国健康保険協会……………104

(1) 鳥取県

(組織の紹介)

犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。また、国・地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

総合的な相談

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

<窓口> くらしの安心推進課 電話 0857-26-7183

県営住宅への優先入居等

1 犯罪被害者等の県営住宅への優先入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等(配偶者からの暴力被害者等を除く。)が県営住宅へ優先的に応募できる制度を実施しています。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当することが客観的に証明できる方

- ①犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった被害者等
- ②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等(住宅が犯罪現場となり精神的に居住することが困難となった、犯罪により住宅が滅失した等)

2 配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居

(支援概要)

配偶者からの暴力被害者が県営住宅へ優先的に応募できる制度を実施しています。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ①配偶者偶者暴力防止等法による配偶者暴力相談支援センター婦人保護施設又は母子生活支援施設において保護を受けてから5年以内の被害者
- ②配偶者暴力防止等法に基づき、配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の被害者

(制度の問い合わせ先) 住まいまちづくり課 電話 0857-26-7411

(入居の申込先)

鳥取県住宅供給公社管理委託の県営住宅

公社事務局（東部地域） 電話 0857-27-7334

中部事務所（中部地域） 電話 0858-26-8500

西部事務所（西部地域） 電話 0859-32-9211

※ 委託県営住宅については、管理委託先である各市町村住宅担当課までお問い合わせください（一覧 P 138）。

<総合的な相談窓口>鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話 0857-26-7183

(2) 鳥取県警察

(組織の紹介)

公的機関として被害の届出を最初に受け取ることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

各種相談窓口

(支援概要)

住民からの各種相談及び要望に応じる窓口として、警察における専門相談窓口を次のとおり設置しています。

(専門窓口)

警察総合相談電話	0857-27-9110 (#9110)
性犯罪110番	0857-22-7110
ヤングテレホン（少年相談）	0857-29-0808
暴力相談電話	0857-27-9110 (#9110)
暴力団離脱相談電話	0857-21-7364 0120-338704
交通事故証明書の問い合わせ （自動車安全運転センター）	0857-28-6221

被害者の手引の作成・配布

(支援概要)

刑事手続の概要、捜査へのご協力をお願い、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載した冊子「被害者の手引き」を作成・配布しています。

<窓口> 鳥取県警察本部広報県民課 電話 0857-23-0110 (代表)
事件を担当する警察署 (一覧 P 136)

被害者支援担当者制度

(支援概要)

殺人・傷害・強姦等の身体犯やひき逃げ事件・交通死亡事故など専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したとき、発生直後から、あらかじめ指定された警察職員(支援担当者)が、被害に遭われた方が実況見分に立ち会う際や病院で診察を受ける際などの同行・付き添い、相談への対応、捜査手続の説明、自宅への送迎等を行っています。

被害者連絡制度

(支援概要)

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が、被害者等の意向を踏まえて、捜査に支障のない範囲内で連絡をします。

地域警察官による被害者訪問・連絡活動

(支援概要)

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき地域警察官等による訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロール等を行います。

カウンセリング

(支援概要)

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、精神科医や臨床心理士と連携を図り、相談・カウンセリングを実施しています。

犯罪被害給付制度

(支援概要)

殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障がいを負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

給付金には、次の3種類があります。

- ・「遺族給付金」：犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年令や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給
- ・「重傷病給付金」：重大な障がい又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支

給

- ・「障害給付金」：障害等級1級～14級の障がいが残った犯罪被害者に対して、年令や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給

(対象要件等)

- ・亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族
 - ・重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った犯罪被害者本人
 - ・障害等級第1級～14級の障がいが残った犯罪被害者本人
- ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

犯罪被害者等の一時的な緊急避難場所の確保

(支援概要)

犯罪等により居所の利用が困難となった犯罪被害者等に対して、一時的に居所（ホテル棟の宿泊施設）を提供することにより、犯罪被害者等の緊急避難場所を確保します。

(対象要件)

犯罪等による被害を受けた方のうち、次の①～④のいずれにも該当する方

①次のアからウまでのいずれかに該当し、なおかつ、他に一時的に利用できる適切な宿泊施設を自ら確保することができないと認められる方

ア 現在の住居が犯罪等の現場となり、当該住居に居住することが困難である方

イ 更なる犯罪等の被害を受けるおそれがあり、緊急に転居が必要である方

ウ その他、犯罪等により現在の住居に居住することが困難である方

②被害の回復の観点から、真に宿泊を必要とすると認められる方

③県内に住所を有する方

④県内で発生した刑事事件のうち、身体犯罪により被害を受けた方で、警察署への被害届などにより、当該犯罪による被害を受けたことができる方

宿泊施設（宿泊費の経費負担）を提供することができる期間は、6泊7日を上限とします。利用に当たっては、更に詳細な適用基準がありますので、下記にお問い合わせください。

(制度の問い合わせ先) 警察本部広報県民課 電話 0857-23-0110 (代表)

(利用の申込先) 公益社団法人とっとり被害者支援センター 電話 0857-20-0330

安全の確保（再被害防止措置）に関する制度

(支援概要)

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(対象要件等)

再被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講じる必要がある犯罪被害者等

性犯罪被害者への支援

(支援概要)

性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官による対応、性犯罪相談窓口の設置、証拠採取における配慮、緊急避妊等の経費負担（初診料、初回処置料、診断書料、緊急避妊費用等）を行っています。

緊急避妊等の経費については、警察に届け出た後受診すると、公費で直接医療機関に支払われますが、届出の前に受診し経費を支払っている場合には、公費負担できないことがあります。

被害少年への支援

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。

子ども（児童）虐待への対応

(支援概要)

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、専門職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導等を行っています。虐待が犯罪に当たる場合は適切に事件化しています。

暴力団犯罪の被害者への支援

(支援概要)

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団員への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。

交通事故被害者への支援

(支援概要)

交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償請求制度、被害者援助・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

配偶者からの暴力事案に対する対応

(支援概要)

配偶者からの暴力事案には、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発することができますが、この際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対する防犯指導等を行っています。

ストーカー事案に対する対応

(支援概要)

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

ネット犯罪に対する対応

(支援概要)

ネット上における誹謗、中傷、わいせつ画像の公表等にかかるネット犯罪に対し、相談、削除措置、捜査、防犯指導等を行っています。

司法解剖に関する経費の公費負担

(支援概要)

司法解剖が行われた場合、遺体を搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

<窓口>鳥取県警察本部広報県民課

〒680-8520 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-23-0110 (代表)

事件を担当する警察署 (一覧 P 136)

(3) 第八管区海上保安部

(組織の紹介)

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪被害者等の支援は、各海上保安部署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

被害者連絡制度

(支援概要)

事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等

へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

(対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

犯罪被害者等支援制度

(支援概要)

各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

(対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

(支援概要)

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないように修復するための費用を一部公費により負担しています。

(対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族

その他の支援

(支援概要)

1 犯罪被害者等の安全確保

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。

2 女性被害者への配慮

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。

(対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

<窓口> 第八管区海上保安部本部

境海上保安部 〒684-0034 境港市昭和町 9-1(境港港湾合同庁舎)
0859-42-2532

鳥取海上保安署 〒680-0906 鳥取市港町 7 0857-32-0118

リーフレット「犯罪被害者等への支援(海上保安庁)」を作成しています。

(4) 法テラス鳥取

(組織の紹介)

平成 18 年 4 月に、綜合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。

コールセンター・犯罪被害者支援ダイヤル

(支援概要)

犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

※ 料金は全国どこからでも 3 分 8.5 円（税別）です。

(電話番号) 0570-079714 (「なくことないよ」)

利用時間 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00

- ・ PHS・IP 電話からは、03-6745-5601
- ・ 金銭の貸し借りや相続など、様々な法的トラブルについては、一般ダイヤル (0570-078374「おなやみなし」) も設け、情報提供しています。

国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務

(支援概要)

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人からの国選被害者参加弁護士の選定請求を受けて、これを裁判所に通知するとともに、その意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行います。

(対象要件等)

- ・ 殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷等の被害を受けた被害者や直系親族などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方(被害者参加人)であること
- ・ 資力(現金・預金等)に関する基準額(200万円未満)に該当すること(6か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。)

被害者参加人に対する旅費等支給制度に関連する業務

(支援概要)

被害者参加人として刑事裁判に出席した方に、旅費、日当など(被害者参加旅費等を支給します。)

(対象要件等)

- ・ 被害者参加人として刑事裁判に出席した方(参加許可を得ていても、傍聴席での傍聴にとどまる場合は対象外)

- ・裁判所から送付される請求書に必要事項を記載して、必要な資料を添えて、出席した裁判所に提出する必要があります。

民事法律扶助業務

(支援概要)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用などの立て替えを行います。

- ※ 費用は、原則として毎月分割で償還（お支払）していただきます（無利息）。

(対象要件等)

- ・収入等が一定額以下であること
- ・勝訴の見込みがないとはいえないこと（法律相談については、この条件は不要です。）
- ・民事法律扶助の趣旨に適すること。

日弁連委託援助業務

(支援概要)

告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。

- ※ 要した費用について、負担をしていただく場合があります。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等の被害を受けた方やその家族
- ・収入等の要件に該当すること
- ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること

<窓口>法テラス鳥取（日本司法支援センター 鳥取地方事務所）

〒680-0022 鳥取市西町 2-311（鳥取市福祉文化会館 5F）電話 0503383-5495

コールセンター・犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714 「なくことないよ」

(5)公益社団法人 とっとり被害者支援センター

（民間支援団体、全国被害者支援ネットワーク加盟組織）

(組織の紹介)

犯罪被害者等に対して、様々な支援を行っています。

また、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性を社会に周知するための広報啓発活動も行っています。

相談は無料、秘密は厳守されます。

電話・面接相談

(支援概要)

相談員（被害者支援について専門的な研修を積んだ者）による継続的な相談を行っています。相談内容に応じて、心理・医療・法律部門の専門家等の紹介や制度等の情報提供を行います。

(相談専門電話) 0120-43-0874 (おはなし)

月～金 10:00～16:00 (祝祭日・年末年始を除く。)

付き添いなどの直接支援

(支援概要)

病院・検察庁・刑事裁判への付添い等を必要に応じ行っています。

自助グループへの支援

(支援概要)

同じような被害にあわれた方同士の交流場所の提供やグループ活動の支援を支援しています。

(参加要件)

犯罪の被害者及びその家族又は遺族

<問い合わせ先>公益社団法人 とっとり被害者支援センター

○本所事務局

〒680-0022 鳥取市西町一丁目 401 鳥取県庁西町分庁舎 2 階

電話・FAX 0857-20-0330

相談専用電話 0120-43-0874

○西部相談所

〒683-0802 米子市東福原 1 丁目 1-45 (西部総合事務所福祉保健局会議棟)

電話 0120-38-5088

開所日・時間：毎週月・火・木・金曜日 10:00～16:00

ホームページ <http://www.t-higaisha.jp/>

(6)公益財団法人 犯罪被害救援基金

(組織の紹介)

国民の寄付金からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事

業を行っています。

奨学金給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を給与します（給与のため返済の必要はありません）。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障がいを受けた方の子弟
- ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子弟
- ・学校に在学し（大学院を除く）、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子弟

支援金支給事業

(支給概要)

現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できず、かつ、公的な救済制度又は保険の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等に支援金を支給する。

<窓口> (公財)犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル内

電話 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023

ホームページ <http://kyuenkikin.or.jp/>

(再掲)法テラス鳥取

(P 56参照)

(7)鳥取地方裁判所・鳥取簡易裁判所

(組織の紹介)

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判や私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判等を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

裁判の優先的傍聴

(支援概要)

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるようできる限り配慮されます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、第1回の公判後、事件の終結までの間、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙150円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

詳しくは、P65（検察庁）を参照ください。

証言する場合の不安等緩和措置

(支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、家族等に付き添ってもらうことや、被害者等と

被告人（加害者）や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

（申出先）

- ・ 検察官（刑事事件のみ）又は事件を審理している裁判所

被害者に関する情報の保護

（支援概要）

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

詳しくは、P66（検察庁）を参照ください。

刑事裁判への参加（被害者参加制度）

（支援概要）

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件については P.56 参照）は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。

ただし、平成20年12月1日以降に起訴された事件が対象となります。

詳しくは、P65（検察庁）を参照ください。

損害賠償命令制度

（支援概要）

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※ 申立手数料として収入印紙2,000円と、別途郵便切手が必要です。

※ 民事訴訟手続に移行した場合は、通常の訴訟の手数料が必要となります。

（対象要件等）

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

- ・ 被害者
- ・ 被害者の一般承継人（相続人など）

ただし、平成20年12月1日以降に起訴された事件

（申出先）事件を審理している地方裁判所

刑事和解

（支援概要）

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※ 申立手数料として収入印紙2,000円が必要です。

（対象要件等）

- ・ 被害者

・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹（申出先）事件を審理している裁判所

<窓口>鳥取地方裁判所・鳥取簡易裁判所

〒680-0011 鳥取市東町 2-223 電話 0857-22-2171

県内の裁判所（一覧 P 136） [検察庁（一覧 P 136）]

裁判所における犯罪被害者保護施策ホームページ（検索用語：裁判所）

リーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」を作成しています。

(8) 鳥取家庭裁判所

(組織の紹介)

非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。

事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

意見陳述

(支援概要)

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

審判結果の通知

(支援概要)

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
 - ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- （申出先）事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判状況の説明

（支援概要）

少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

（対象要件等）

- ・ 被害者
 - ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- （申出先）事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判傍聴

（支援概要）

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。

（対象要件等）

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や交通事件（過失運転致死傷等）の一定の重大事件によって

1 被害者が亡くなった場合

- ・ 亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

2 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

（申出先）事件を審理している裁判所

<窓口>鳥取家庭裁判所

〒680-0011 鳥取市東町 2-223 電話 0857-22-2171

県内の家庭裁判所（一覧 P 136）

裁判所における犯罪被害者保護施策ホームページ（検索：裁判所）

リーフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」及び「少年犯罪によって被害を受けた方へ～少年審判の傍聴について～」を作成しています。

(9) 鳥取地方検察庁

(組織の紹介)

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。

被害者支援としては、様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。

被害者支援員による支援

(支援概要)

犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体を紹介するなどの支援活動を行っており、各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。

(専門窓口)

鳥取地方検察庁被害者ホットライン 0857-22-4177 (TEL/FAX)

なお、各地方検察庁設置の被害者ホットライン連絡先は、検察庁作成のパンフレット「犯罪被害者の方々へ」又は検察庁ホームページでご確認ください。

被害者等通知制度

(支援概要)

刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所情報等をお知らせします。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる者（親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。）
- ・目撃者その他の参考人等（一部の通知を除く。）

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

(支援概要)

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

確定記録の閲覧

(支援概要)

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。

※ 閲覧手数料として収入印紙150円が必要です。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁（確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応

する検察庁)

不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件(下記「刑事裁判への参加(被害者参加制度)」参照)の被害者等については、「事件の内容を知ること」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人(親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされていたりする場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

刑事裁判への参加(被害者参加制度)

(支援概要)

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合(要件については P 56 参照)は、国が報酬等を負担する弁護士(国選被害者参加弁護士)の選定を求めることができます。

(対象要件等)

殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人(親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

ただし、平成 20 年 12 月 1 日以降に起訴された事件

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

- ・ 国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター(法テラス)へ(法テラス鳥取 P 56)

被害者に関する情報の保護

(支援概要)

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

被害回復給付金支給制度

(支援概要)

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

(対象要件等)

- ・ 刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

(申出先) 支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁

公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）

(支援概要)

被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があるときには、起訴された刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 起訴された事件の同種余罪の被害者
- ・ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

<窓口> 鳥取地方検察庁

〒680-0022 鳥取市西町3丁目201 電話 0857-22-4171

被害者ホットライン 0857-22-4177 (TEL/FAX)

県内の検察庁（一覧P 136）

検察庁における被害者保護及び支援施策ホームページ（検索：検察庁）
パンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成しています。

(10)鳥取県弁護士会

(組織の紹介)

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域(管轄)毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

法律相談センター

(支援概要)

犯罪被害者等に弁護士による法律相談(面接相談)を行います。また、示談交渉、民事裁判の提起、告訴手続等、捜査機関・司法機関(検察官から被害者への説明や裁判傍聴の同行など)・マスコミ等への対応、捜査機関及び司法機関からの情報収集など様々です。

※相談料は、30分5,000円程度です。多重債務相談は、無料です。

<窓口>鳥取県弁護士会 法律相談センター 電話 0857-22-3912
詳細はホームページをご覧ください(検索用語:鳥取県弁護士会)。

(11)鳥取県司法書士会

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理(140万円以下)のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

総合相談センター

(支援概要)

犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言や刑事手続に関する情報提供、告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

(電話相談) **無料**

- ・サラ金・クレジットに関する相談 0857-27-4168
- ・裁判手続に関する相談 0857-27-4166
- ・登記手続に関する相談 0857-27-4165
- ・遺言、相続、高齢者の権利・財産に関する相談 0857-27-4165

※相談の受付時間 月～金 13:00～16:00(祝祭日を除く)

(面接法律相談) **無料**

毎月1回、鳥取市、倉吉市、米子市で相談会を実施 0857-24-7024

<窓口>鳥取県司法書士会(司法書士総合相談センター)
〒680-0022 鳥取市西町1丁目314-1 電話 0857-24-7024
詳細はホームページをご覧ください(検索用語:鳥取県司法書士会)。

(12) 矯正管区

(組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国 8 か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明等を行っています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

< 窓口 > 広島矯正管区 電話 082-223-8161

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館

(13) 刑事施設

(組織の紹介)

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

< 窓口 > 鳥取刑務所

〒680-1192 鳥取市下味野 719 電話 0857-53-4191

(14) 少年鑑別所

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

＜窓口＞鳥取少年鑑別所

〒680-0007 鳥取市湯所町 2-417 電話 0857-23-4441

(15)少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別教育目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

※ 申出先は、少年鑑別所です。（上記の少年鑑別所を参照）

（美保学園 〒683-0101 米子市大篠津町 4557 電話 0859-28-7111）

(16)地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

意見等聴取制度

(支援概要)

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

(対象要件等)

- ・加害者が仮釈放等審理中であること

- ・ 被害者
 - ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹
- （申出先）仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所（次のページ）

被害者等通知制度

（支援概要）

刑務所、少年院などに收容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

（対象要件等）

1 刑務所などに收容され、仮釈放審理を行う場合

- ・ 被害者
- ・ 被害者の親族又はそれに準ずる者

（親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。）

2 少年院に收容され、仮退院審理を行う場合

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

（申出先）1については、事件を取り扱った検察庁

2については、少年鑑別所（P 69）

中国地方更生保護委員会 電話 082-224-0920（被害者専用）

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 4階

(17) 保護観察所

（組織の紹介）

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

心情等伝達制度

（支援概要）

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

（対象要件等）

- ・ 加害者が保護観察中であること
- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 加害者が刑事処分になった場合
 - ・被害者
 - ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- 2 少年院に収容され、仮退院審理を行う場合
 - ・被害者
 - ・被害者の法定代理人(親権者など)
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹

(申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁

2のうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所、保護観察処分の場合は保護観察所

相談・支援

(支援概要)

犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

<窓口> 鳥取保護観察所 電話 0857-22-3519 【被害者支援専用】

〒680-0842 鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎

(18)法務局・地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局及びその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

常設人権相談所

(支援概要)

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、犯罪被害者等の人権相談に応じています。

(専門窓口) 法務局・地方法務局及びその支局

受付時間/平日 (月～金) 8:30～17:15

特設人権相談所

(支援概要)

市町村役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において随時開設し、様々な人権相談に応じています。

(問い合わせ) 全国の法務局・地方法務局

子どもの人権 110 番

(支援概要)

全国共通のフリーダイヤルで子どもからの人権相談に応じています。

(専門窓口) 0120-007-110

受付時間/平日 (月～金) 8:30～17:15

女性の人権ホットライン

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで女性からの人権相談に応じています。

(専門窓口) 0570-070-810

受付時間/平日 (月～金) 8:30～17:15

外国人のための人権相談所

(支援概要)

英語・中国語などの通訳を配置し、日本語による意思疎通が困難な外国人が安心して相談できるようにしています。(開催日、時間などの詳細については下記までお問い合わせ下さい)。

(問い合わせ)

東京法務局 (東京法務局内人権相談室)	03-5213-1372
大阪法務局 (大阪法務局内人権相談室)	06-6942-9496
神戸地方法務局 (神戸地方法務局内人権相談室)	078-393-0600
名古屋法務局 (名古屋法務局内人権相談室)	052-952-8111 (代)
広島法務局 (広島法務局内人権相談室)	082-228-5792
福岡法務局 (アクロス福岡 3階こくさいひろば)	092-725-9200
仙台北法務局 (仙台北第3法務総合庁舎)	022-225-5768

札幌法務局（第一合同庁舎）	011-709-2311
高松法務局（アイパル香川（香川国際交流会館）会議室）	087-837-5908
松山地方法務局（愛媛県国際交流センター）	089-917-5678

インターネット人権相談受付窓口

（支援概要）

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口を開設し、24時間365日人権相談を受け付けています。

（専門窓口） パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
携帯電話 <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



<窓口> 鳥取地方法務局人権擁護課
〒680-0011 鳥取市東町2丁目302 電話 0857-22-2475

(19) 公益財団法人鳥取県国際交流財団

（組織の紹介）

県内の国際化及び多文化共生を推進するため、様々な国際交流・協力活動、県内在住の外国出身者の支援などを行っています。

（支援概要）

外国出身のコーディネーターが、日常生活での困りごと・悩みごとなどの相談に応じます。1組1回30分程度を原則とし、定期的な予約は受け付けていません。

○英語・中国語による日常生活支援

- ・英語（本所）月 11:30～16:30
水 9:30～16:30
- ・中国語（本所）月、火、木、金 9:00～12:00 13:00～17:00
水 9:00～12:00
（倉吉）水 13:00～17:00
（米子）火、木 9:00～12:00 13:00～17:00

<窓口>（公財）鳥取県国際交流財団本所 電話 0857-31-5951
〒680-0947 鳥取市湖山町西4丁目110番地5 鳥取空港国際会館1F

倉吉事務所 電話 0858-23-5931
〒682-0802 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所別館

米子事務所 電話 0859-34-5931
〒683-0043 米子市末広町294 米子コンベンションセンター1F

(20)鳥取県立精神保健福祉センター

(組織の紹介)

精神保健の向上や精神障がい者の福祉の増進を図るための都道府県が設置する機関で、精神保健福祉相談や精神保健福祉に関する知識の普及、技術支援などを行っています。

相談業務

(支援概要)

心の健康相談、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等に関する相談等、専門性の高い精神保健福祉の相談を実施しています。

電話相談と来所相談を行っており、来所相談は原則、予約が必要です。

<窓口>鳥取県立精神保健福祉センター

〒680-0901 鳥取市江津 318-1 電話 0857-21-3031

(受付) 月～金 8:30～17:15

※ 来所される場合は、事前に電話でご連絡ください。

(21)福祉事務所(福祉保健局)

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」(町村は任意設置)で、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています(都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に関する事務となります。)

相談・援護

(支援概要)

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

生活保護制度

(支援概要)

生活に困窮している方で、資産・稼働能力等を全て生活費に充当しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合に、その不足分について保護(支給)を行います。

(問い合わせ先)

県福祉事務所(福祉保健局) (受付: 平日8:30～17:15)

名称	所在地	電話番号
中部福祉事務所 (三朝町)	〒682-0802 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所福祉保健局内	0858-23-3123
西部福祉事務所 (大山町)	〒683-0802 米子市東福原1丁目1-45 西部総合事務所福祉保健局内	0859-31-9313

※三朝町、大山町以外にお住まいがある方は、市町村の福祉事務所（一覧 P 137）にお問い合わせください。

(22) 保健所(福祉保健局)

(組織の紹介)

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体（都道府県や政令市や中核市）が設置する機関です。医師、保健師、栄養士、精神保健福祉士等の医療保健の専門職が働いており、心身の状況を総合的に相談することができます。

相談業務

(支援概要)

身体的・精神的な健康に関する不安や不調に関して、相談内容の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。相談者が、保健所に電話をしたり、来所した場合に相談に応じることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅を訪問して相談することもできます。

また、特に大規模な災害や事件等における PTSD 等の精神的な課題に関しては、医療機関や市町村と協力しながら、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、継続的に相談することができます。

なお、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。

<窓口> 県保健所（福祉保健局）（受付：平日 8:30～17:15）

名 称	所在地	電話番号
鳥取保健所	〒680-0910 鳥取市江津730 東部福祉保健事務所内	0857-22-5616
倉吉保健所	〒682-0802 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所福祉保健局内	0858-23-3147
米子保健所	〒683-0802 米子市東福原1丁目1-45 西部総合事務所福祉保健局内	0859-31-9310

(23) 市町村保健センター

(組織の紹介)

市町村が設置している機関で、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行っています。都道府県の設置している保健所が、より広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、市町村保健センターは地域住民のための健康づくりの場、直接サービスの場という役割を担っています。

相談業務

(支援概要)

保健師、看護師、栄養士等の専門職員が、健康相談に応じます。

<窓口> お住まいの市町村にお問い合わせください。

(24)生活困窮者自立相談支援機関

(組織の紹介)

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者の自立相談支援に係る相談窓口です。生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」で多様な問題に対応して支援するものです。

相談業務

(支援概要)

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。ご本人やご家族などまわりの方からの相談も受け付けます。

(問い合わせ先)

各お住まいの市町村の相談窓口

(25)市町村社会福祉協議会等

(組織の紹介)

地域福祉の充実を目指し、住民の福祉活動推進の支援、社会福祉に関する相談事業等を実施しています。

福祉サービスの提供等

(支援概要)

高齢者・障がい者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスをはじめとする福祉サービスの提供を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(相談窓口) お住まいの市町村社会福祉協議会又は鳥取県社会福祉協議会

福祉サービスに関する相談業務

(支援概要)

福祉サービスに関する相談・苦情の受付を行っています。苦情に関しては福祉サービスについて中立的立場から助言・あっせんを行っています。

(相談窓口) 鳥取県福祉サービス運営適正化委員会 電話 0857-59-6335

日常生活自立支援事業

(支援概要)

認知症や知的障がい、精神障がい等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(対象要件等)

加齢や認知症、知的障がい・精神障がい等により判断能力が低下している方

(相談窓口) お住まいの市町村社会福祉協議会又は鳥取県社会福祉協議会

生活福祉資金貸付事業

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障がい者世帯、または高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。
(相談窓口) お住まいの市町村社会福祉協議会又は鳥取県社会福祉協議会

(26)地域包括支援センター

(組織の紹介)

市町村や、市町村から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、保健、医療、福祉サービスを始め、様々なサービスを必要に応じて、総合的、継続的に提供しています。

総合相談支援業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。

権利擁護業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

(27)公益社団法人 鳥取県医師会(健康医療相談)

(支援概要)

鳥取県健康会館において、毎月第1木曜日～第4木曜日まで行います。
ただし、祭日など会館が休みの時は行いません。

- ・第1木曜日：精神科
- ・第2及び第4木曜日：内科
- ・第3木曜日：整形外科

※ 時間はいずれも午後1時30分～午後2時30分【無料、予約不要】

<窓口> (公社) 鳥取県医師会

〒680-8585 鳥取市戎町 317 鳥取県健康会館内
電話 0857-27-5566(代)

(28)医療安全支援センター

(組織の紹介)

患者や患者の家族等が、医療に関して抱えている心配、苦情等についての相談対応するとともに、医療の安全に関する助言や情報提供等を行っています。

(問い合わせ先)

- ・ 東部福祉保健事務所（鳥取保健所） 0857-22-5691
- ・ 中部総合事務所福祉保健局（倉吉保健所） 0858-23-3144
- ・ 西部総合事務所福祉保健局（米子保健所） 0859-31-9316
- ・ 県庁福祉保健部医療指導課 0857-26-7189

ホームページ（検索：鳥取県医療安全支援センター）

(29)労働基準監督署

(組織の紹介)

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

労災保険給付

(支援概要)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。

(専門窓口)

- ・鳥取労働基準監督署 電話0857-24-3211
〒680-0845 鳥取市富安2丁目89-4 鳥取第一地方合同庁舎
- ・米子労働基準監督署 電話0859-34-2231
〒683-0067 米子市東町124-16 米子地方合同庁舎
- ・倉吉労働基準監督署 電話0858-22-6274
〒682-0816 倉吉市駄経寺町2-15 倉吉地方合同庁舎

(30)ハローワーク(公共職業安定所)・鳥取県ふるさとハローワーク

(組織の紹介)

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用保険制度の運営等を行っています。

また、八頭郡・境港市の住民の方々への職業相談、職業紹介、就業支援サービスを提供するために、国・県・地元市町で一致協力して、鳥取県ふるさとハローワークを開設しています。鳥取県ふるさとハローワーク境港では、平成27年7月から毎週火曜日と金曜日に雇用保険制度の失業給付事務を行っています。

就職支援

(支援概要)

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

(専門窓口)

- ・鳥取公共職業安定所 電話 0857-23-2021 〒680-0845 鳥取市富安2丁目89
- ・米子公共職業安定所 電話 0859-33-3911 〒683-0052 米子市博労町4-169-1
根雨出張所 電話 0859-72-0065 〒689-4503 日野郡日野町根雨349-1
- ・倉吉公共職業安定所 電話 0858-23-8609
〒682-0816 倉吉市駄経寺町2-15 倉吉地方合同庁舎
- ・鳥取県ふるさとハローワーク八頭 電話 0858-76-7076
〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 八頭総合事務所別館1階
- ・鳥取県ふるさとハローワーク境港 電話 0859-44-1733
〒684-0033 境港市上道町3000 境港市役所別館1階

(31) 高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部(ポリテクセンター鳥取)

(組織の紹介)

雇用や能力開発に関する各種の相談・支援、各種助成金の支給等に加え、職業能力開発促進センターと統合を行ったことにより、各種の相談業務から職業訓練業務に到るまでのワンストップサービスを実施しています。

(支援概要)

自分の希望、適性、職業能力開発等を企業や労働市場のニーズと照合しながら、今後のキャリア形成の方向性を明確にするための支援や、適切な職業訓練の提供等を行っています。

(対象要件等)

労働者等（求職者及び若年層を含む。）

(専門窓口)

ポリテクセンター鳥取 電話 0857-52-8781 (代)
〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目1番11号

(32) 産業人材育成センター

(組織の紹介)

職業能力開発促進法に基づいて、県が設置する職業能力開発校で、求職者や在職者に対する職業訓練を行っています。

職業訓練

(支援概要)

就労に直接関係した技術を身につけるための訓練コースなどを提供しています。

<窓口>

- ・倉吉校 〒682-0018 倉吉市福庭町二丁目1番地 電話 0858-26-2247
- ・米子校 〒683-0851 米子市夜見町3001-8 電話 0859-24-0371

(33) 総合労働相談コーナー

(組織の紹介)

全国の都道府県労働局、主な労働基準監督署庁舎内、主要都市の利便性の高い駅周辺に設置され、労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

相談業務

(支援概要)

労働条件、募集・採用等労働問題に関する様々な分野についての相談を、専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

<窓口>

- ・鳥取労働局総合労働相談コーナー (受付) 平日(月～金) 8:30～17:15(共通)

- 〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9 電話 0857-22-7000
- ・鳥取総合労働相談コーナー（鳥取労働基準監督署内）
〒680-0845 鳥取市富安2丁目89-4 鳥取第一地方合同庁舎 電話 0857-24-3245
 - ・倉吉総合労働相談コーナー（倉吉労働基準監督署内）
〒682-0816 倉吉市駄経寺町2-15 倉吉地方合同庁舎 電話 0858-22-5640
 - ・米子総合労働相談コーナー（米子労働基準監督署内）
〒683-0067 米子市東町124-16 米子地方合同庁舎 電話 0859-34-2263

(34)鳥取労働局雇用均等室

(組織の紹介)

全国の都道府県労働局に設置され、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、パートタイム労働法、女性活躍推進法を施行しており、法に関する相談や情報提供、行政指導、紛争解決援助、周知啓発等を行っています。

相談業務

男女雇用機会均等法（職場での性別による差別的取扱い、職場におけるセクシュアルハラスメントやマタニティーハラスメント等）、育児休業や介護休業等仕事と家庭の両立を図るための制度、パートタイム労働者の公正な待遇確保や納得性を高める措置に関する相談を、面談・電話で受け付けています。相談内容に関する情報提供の他、相談者の希望に応じ、労使間の紛争解決援助制度や事業主に対する行政指導の利用について勧奨しています。

<窓口>

鳥取労働局 雇用均等室 （受付）平日（月～金）8:30～17:15
〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9 電話 0857-29-1709

(35)鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)

(組織の紹介)

鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」では、賃金・労働時間、解雇・退職、労働保険・社会保険、セクハラやキャリア形成などの労働者・事業主の皆様の仕事に係わる相談を行っています。

また、社会保険労務士である「労務管理アドバイザー」を事業所に派遣し、労働環境の向上に向けた助言等も行っています。

労働相談

- (電話) 専用ダイヤル 0120-451-783 （受付）平日（月～金） 9:30～18:00
毎月第1土曜日はフリーダイヤルで相談可能（祝祭日が重なる場合は変更あり）
- ・みなくる鳥取 〒680-0847 鳥取市天神町30-5 鳥取県労働会館2階
電話 0857-25-3000
 - ・みなくる倉吉 〒682-0804 倉吉市東昭和町286-2 中国労金倉吉支店2階
電話 0858-23-6131
 - ・みなくる米子 〒683-0067 米子市東町189-2 西部労働者福祉会館2階

電話 0859-31-8785

(36)個別労使紛争解決支援センター(労使ネットとっとり)

(組織の紹介)

労働者と使用者の間の紛争(トラブル)を簡易迅速で適切に解決するために設置された行政機関です。解雇や賃金未払い、パワハラ、セクハラなどの労働問題全般(ただし、労働者の募集及び採用を除く。)について、公正・中立な立場でアドバイスを行います。

労働相談

(電 話) 労働相談ダイヤル 0120-77-6010 (受付) 平日(月～金) 8:30～17:15
(面 接) 前記受付の時間帯で面接による相談に応じています。

<窓口> 鳥取県労働委員会 電話 0857-26-7559/7560
〒680-8570 鳥取市東町1丁目271(県庁第二庁舎7階)
ホームページ(検索:鳥取県労働委員会)

(37)男女共同参画センター(よりん彩)

(組織の紹介)

男女共同参画センターは、女性も男性もあらゆる分野で個性と能力を發揮し、共に参画できる「男女共同参画社会」の実現をめざす拠点として、情報提供、相談事業、各種講座の開催、啓発活動、自主的活動の場の提供等を行っています。

相談業務等

(支援概要)

家庭、職場、地域などでの不安や悩みを専任の相談員がお聴きして、一緒に考える一般相談と男性・女性の臨床心理士による心の相談、弁護士が相談に応じる法律相談を行っています。

(相談窓口)

○一般相談

【センター相談室】 電話 0858-23-3939

相談日：火曜日～日曜日 (9:00～17:00)

- ・休館日は月曜日、年末年始、月曜日が祝日の場合は、その翌日
- ・面接相談は予約により午後7時まで延長可能

【東部相談室】 電話 0857-26-7887

相談日：月曜日～金曜日 (9:00～12:00、13:00～17:00)

- ・祝日を除く。ただし、第3木曜日は午前9時～11時30分まで

【西部相談室】 電話 0859-33-3955

相談日：月曜日～金曜日 (9:00～12:00、13:00～17:00)

- ・祝日を除く。ただし、第3木曜日は午前9時～11時30分まで

【オトコの相談日/センター相談室のみ】 電話 0858-23-3955

相談日：土曜日 (13:30～17:30)

- ・男性相談員が対応 (男性対象)

○専門相談

心の相談 (女性対象)

相談日・相談時間は相談室によって異なります。

- ・面接のみ (予約制)
- ・相談時間は、一人60分程度

心の相談 (男性対象) 第1土曜日 (15:00～18:00)

- ・電話相談、面接相談 (いずれも予約制)
- ・相談時間は、一人60分程度

法律相談

相談日・相談時間は相談室によって異なります。

- ・面接のみ (予約制)
- ・相談時間は一人30分

<窓口> 鳥取県男女共同参画センター (よりん彩)

〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5 県立倉吉未来中心内

電話 0858-23-3901 ファクシミリ 0858-23-3989

E-mail yorinsai@pref.tottori.jp

(38)配偶者暴力相談支援センター

(組織の紹介)

配偶者（事実婚や元配偶者を含む）からの暴力の被害者等に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。各都道府県の婦人相談所などの施設が配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

相談業務等

(支援概要)

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度、シェルター等に関する情報提供、利用の援助を行います。

カウンセリング

(支援概要)

配偶者からの暴力により精神的被害を受けた被害者に対し、カウンセリングを実施しています。

緊急時における安全の確保及び一時保護

(支援概要)

被害者や同伴者の緊急時における安全の確保と一時保護を行います。緊急時における安全の確保は、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間、適当な場所にかくまったり避難場所を提供するものです。また、一時保護は被害者本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行うものです。

自立支援

(支援概要)

自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等の援助を行っています。

<窓口> 配偶者からの暴力全般に関する相談を受付しています。
福祉相談センター（婦人相談所） 〒680-0901 鳥取市江津 318-1
電話 0857-27-8630 又は 0857-23-1031（代表）
中部総合事務所福祉保健局心と女性の相談担当
電話 0858-23-3147・3152 〒682-0802 倉吉市東巖城町2
西部総合事務所福祉保健局心と女性の相談担当
電話 0859-38-2250 〒683-0802 米子市東福原1丁目1-45
（上記の受付時間）月～金 8:30～17:15 ※緊急の場合は夜間・休日も対応
夜間電話相談 0858-26-9807
（受付時間）平日（月～金） 17:15～8:30、休日 24時間

(39) 婦人相談所(福祉相談センター)

(組織の紹介)

女性の抱える様々な問題に関する相談業務、カウンセリング、一時保護等を実施する機関として設置されています。配偶者からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、中心的役割を担っています。また、人身取引被害者の保護も行っています。

相談業務

(支援概要)

国籍、年齢を問わず、様々な問題を抱えた女性からの相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、自立に向けた適切な支援を行います。

配偶者からの暴力被害者に対しては、相談に応じるほか、心身の回復のため医学的、心理学的な支援、自立支援、保護命令の制度利用の支援、保護施設の利用の支援を行います。

(対象要件等)

- ・ 配偶者（事実婚や元配偶者を含む。）等からの暴力を受けた方
- ・ 人身取引の被害を受けた方
- ・ 売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・ 正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため保護や援助を必要とする状態にあると認められる方

(相談窓口) 電話 0857-27-8630 月～金 8:30～17:15

一時保護

(支援概要)

一時保護は、本人の同意の上、施設入所する前や短期間の入所支援をする場合等に行います。

配偶者からの暴力被害者については、本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行われます。

一時保護期間中は、入所者と同伴家族の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な支援その他の必要な支援を行います。また、警備体制を整え、入所者と同伴家族の安全、安心の確保に努めています。

なお、厚生労働大臣が定める基準を満たす者（社会福祉法人等）に委託することもあります。

(対象要件等)

- ・ 配偶者（事実婚や元配偶者を含む。）等からの暴力を受けた方
- ・ 人身取引の被害を受けた方
- ・ 売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・ 正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方

<窓口> 電話 0857-23-1031 (代表)

(40)少年サポートセンター

(組織の紹介)

少年や保護者等から非行問題、交友問題、学校での悩みや困りごとなど、少年に関する各種の相談を受けています。

(相談窓口)

- ・ヤングテレホン（東部少年サポートセンター内） 電話 0857-29-0808
- ・東部少年サポートセンター 電話 0857-22-1574
- ・西部少年サポートセンター 電話 0859-31-1574
- ・ヤングメール youngmail@pref.tottori.jp

(41)児童相談所

(組織の紹介)

18歳未満の子どものあらゆる問題について相談に応じる機関です。子どもにかかわる相談を一義的に受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

相談業務

(支援概要)

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

<窓口>

中央児童相談所（福祉相談センター）〒680-0901 鳥取市江津 318-1

電話 0857-23-6080

倉吉児童相談所 〒682-0881 倉吉市宮川町 2-36

電話 0858-23-1141

米子児童相談所 〒683-0052 米子市博労町 4-50

電話 0859-33-1471

(受付時間) 月～金 8:30～17:15

※ 児童虐待等緊急を要する場合は24時間受付

(42)乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設

(組織の紹介・支援概要)

○ 乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

- 児童養護施設
保護者のない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を必要とする子どもを入所させ養護し、退所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。
- 児童自立支援施設
不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所または通所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。
- 情緒障害児短期治療施設
軽度の情緒障がいをもつ子どもを短期間入所させ、または保護者の下から通所させ、その情緒障がいを治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。
(相談窓口) 児童相談所 (P 86)

(43) 母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に対して行うこととなります。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

(支援概要)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

※都道府県等が所得の状況に応じて定める金額を負担していただくこととなります。

(対象要件等)

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- ・ 夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・ 配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

(入所申込み) 居住地の福祉事務所 (P 74、P 137)

(44) ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

市町村が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

各種サポート

(支援概要)

以下のような事業を実施しています。

- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。

※利用料が必要です。

(対象要件等)

登録をした会員

(登録のための窓口) すべての市町村が設置、運営しているわけではありませんので、各市町村の福祉担当課にお問い合わせください。

(45)教育委員会(相談)

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。また、災害や事件・事故などへの対応として、緊急的に教育相談員・スクールカウンセラー（臨床心理士等）を派遣する事業を行っています。

相談業務

(支援概要)

県教育委員会、いじめ・不登校総合対策センターでは、不登校やいじめなどの学校生活上の問題、しつけや親子関係など家庭教育上の悩み、障がいや発達上の気がかりなことなどについて相談をお受けしています。

(相談窓口)

○いじめ・不登校総合対策センター教育相談担当（鳥取市湖山町北5丁目201）

※学校生活上の問題、親子間やしつけなど悩みについての教育相談

※障がいや発達上気がかりなことについての専門指導員による指導・相談

電話相談（月～金 8:30～17:15） 電話 0857-31-3956

メール相談（メールのみ24時間受付） soudan@kyoiku-c.trikyo.ed.jp

○24時間子供SOSダイヤル

・全国統一ダイヤル〔24時間〕 電話 0120-0-78310（なやみ言おう）

○いじめ110番（いじめ・不登校総合対策センター）

・いじめ110番〔24時間〕 電話 0857-28-8718

・いじめ相談メール〔24時間〕 ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

○教育相談窓口（県教育委員会事務局内）

・教育相談窓口（教育一般） 電話 0857-26-7506

・教育相談窓口（高等学校教育全般） 電話 0857-26-7540

・教育相談窓口（小中学校教育全般） 電話 0857-26-7930

（月～金 8:30～17:15）

(46)教育委員会(奨学金)

(組織の紹介)

経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対し、以下の育英奨学資金の貸与等を行っています。また、独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）では、大学等の奨学金の貸与を行っています。

(対象要件等)

- 県育英奨学資金（高等学校等）
 - ・県内に住所を有する者の子等で高等学校等に在学する者
 - ・世帯の所得が基準以下であること
 - ・県の他の奨学資金や鳥取県育英奨学資金と貸与条件が同等もしくは有利な奨学金を受けていないこと
 - 県育英奨学資金（大学等）
 - ・県内に住所を有する者の子等で大学、短大または専修学校専門課程に在学する者
 - ・世帯の所得が基準以下であること
 - ・高校の学業成績が3.5以上であること
 - ・県の他の奨学資金や鳥取県育英奨学資金と貸与条件が同等もしくは有利な奨学金を受けていないこと
 - 日本学生支援機構奨学金（大学等）
 - ・無利息の奨学金と利息付きの奨学金があります。
- (照会先) (独) 日本学生支援機構中国四国支部 電話 082-052-7786

<窓口>鳥取県教育委員会事務局人権教育課育英奨学室
〒680-8570 鳥取市東町1丁目271 電話 0857-29-7145
ファクシミリ 0857-26-8176

(47)学校

(組織の紹介)

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有する教育相談員・スクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

スクールカウンセラー

(支援概要)

教育相談員・スクールカウンセラーが配置された学校においては、教育相談員・スクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリングを行うほか、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的に教育相談員・スクールカウンセラーが派遣され、災害や犯罪の被害児童生徒の心のケアを行います。

(48)独立行政法人 日本スポーツ振興センター

(組織の紹介)

我が国におけるスポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、災害共済給付、学校安全支援業務などを行っています。

災害共済給付

(支援概要)

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園や保育所等及び特定保育事業の管理下における災害（負傷、疾病、障がい又は死亡）に対し、医療費、障がい見舞金又は死亡見舞金を支給します。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンターに対して行い、給付金はセンターから学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。

また、保護者も学校の設置者を經由して給付金の支払請求をすることができます。

※ 共済掛金が必要です。

(対象要件等)

・在籍する学校にお問い合わせください。

(49)公益財団法人 日本財団

(組織の紹介)

日本財団は、地方自治体が主催するボートレース事業からの拠出金を基に、設立以来50年以上にわたり、公益活動を推進しています。犯罪被害者支援においては、平成9年より15年間に渡り全国48の犯罪被害者支援センターの立ち上げ支援を行うなど、幅広く被害者支援活動に取り組んでいます。

平成24年度に「振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業」の担い手に選定され、平成25年度より、預保納付金による犯罪被害者の子どもを対象にした奨学金事業（まごころ奨学金）と、犯罪被害者支援活動を行っている民間団体に対する助成事業を開始しました。

まごころ奨学金

(支援概要)

高等学校、大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）の通学を希望している犯罪被害者等の子どもを対象に、月額3～10万円を上限に奨学金を無利息で貸与します。

(対象要件等)

保護者（父又は母など）が、犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の貸与を必要とする家庭の子どもで、高等学校・大学・大学院・短期大学・専修学校（専門課程）に在学しているか、又は進学を予定している方

<窓口> (公財) 日本財団

〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル内

電話 03-6229-5111 FAX 03-6229-5110

Eメール cc@ps.nippon-foundation.or.jp

ホームページ <http://nf-yoho.com/>

(50) 交通事故相談所

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が相談を受け付け、中立・公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方、生活問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。

<窓口>

相談場所	所在地	電話番号	相談時間
鳥取	〒680-8570 鳥取市東町1丁目271 県庁第2庁舎1階	0857-26-7101	平日（木曜を除く） 8:30～12:00 13:00～16:00
米子	〒683-0054 米子市糺町1丁目160 西部総合事務所地域振興局内	0859-33-0091	平日（水曜を除く） 8:30～12:00 13:00～16:00
倉吉 ※要予約	〒682-0802 倉吉市東厳城町2 中部総合事務所2号館2階	※鳥取または米子の相談所に電話でご予約ください。	毎月第2・4火曜日 （祝日を除く） 9:00～12:00 13:00～16:00

(51) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター鳥取県支部

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について、弁護士による交通事故相談を無料で行っています。

<窓口>鳥取県弁護士会 (P 67 参照)

〒680-0011 鳥取市東町2丁目221番地

電話 0857-22-3912 電話受付：月～金曜日 9:00～17:00

弁護士相談（予約制） 毎週金曜日 10:00～15:00

日弁連交通事故相談センターホームページ（検索：日弁連交通事故相談センター）

(52) 一般社団法人 日本損害保険協会

(組織の紹介)

損害保険業の健全な発達と信頼性の維持を図ることを目的とし設立され、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を全国に設置し、相談・苦情・紛争に対応しています。

○そんぽADRセンター

(支援概要)

全国10箇所に設置され、損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社(注)とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援業務等を行っています。

(注) 当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限りです。

<窓口> (一社) 日本損害保険協会 そんぽADRセンター中国
〒730-0036 広島市中区袋町3-17 シンヨービル12階
電話 : 0570-022808(ナビダイヤル)※IP電話からは082-553-5201
受付 月～金曜日(祝日・休日及び12/30～1/4を除く) 9:15～17:00
ホームページ(検索:そんぽADRセンター)

(53) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター広島支部

(組織の紹介)

交通事故に関する紛争の適正な処理と公共の福祉を目的として全国に11か所の拠点を設け活動しています。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

<窓口> (公財) 交通事故紛争処理センター 広島支部
〒730-0032 広島市中区立町1-20 NREG 広島立町ビル5階
電話 082-249-5421
ホームページ(検索:交通事故紛争処理センター)

(54) 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構

(組織の紹介)

自賠償保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠償保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について審査・調停を行っています。

<窓口> (一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構
○東京 〒101-0062 千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階
○大阪 〒541-0051 大阪市中央区備後町3-2-15 モリスコ本町ビル2階
○電話: 0120-159-700 (フリーダイヤル)
受付時間: 9時～12時、13時～17時(平日(月～金))
ホームページ(検索:自賠償保険・共済紛争処理機構)

(55)独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA)鳥取支所

(組織の紹介)

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その被害者への援護のために、様々な情報提供や「友の会」活動による交流・指導・助言、療養センターの設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

介護料支給

(支援概要)

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいを持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に支給します。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ①自賠責保険において、後遺障がい等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級又は第2級の認定を受けている方
- ②自損事故等により自賠責保険による後遺障がい等級の認定を受けていない方(後遺障害認定通知書を紛失された方を含む)であって、次の要件を満たす方
 - ・①と同程度の障がいを受けたと認められる方
 - ・事故後18ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方
- ③平成12年12月以前に自賠責保険において、後遺障がい等級として「併合1級」(脳損傷の認定を受けた方に限ります。)と認定された方

生活資金貸付

(支援概要、対象要件等)

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

・交通遺児等貸付

自動車事故により死亡または重度の後遺障がいが残った方の子(中学校卒業前)に対する貸付

・不履行判決等貸付

自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付

・保険金等立替貸付

自動車事故により後遺障がいが残った方で、その後遺障がいについて自賠責保険金の請求ができる方で、後遺障がいについての保険金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

・保障金立替貸付

ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求できる方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

相談業務

(支援概要、対象要件等、専門窓口)

- ・介護料受給資格を有する方及び交通遺児等の家庭からの各種相談に応じています。
鳥取支所 電話 0857-24-0802 月～金(第1・3土曜開業)8:30～17:00
- ・交通事故に関する各種相談窓口、NASVAのサービスについて案内します。

N A S V A 交通事故被害者ホットライン 0570-000738

(土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~17:00)

※ 通話料は負担していただきます。

<窓口> (独) 自動車事故対策機構 鳥取支所
〒680-0006 鳥取市丸山町 219-1 鳥取県トラック協会研修センタービル
電話 0857-24-0802 F A X 0857-24-0861
ホームページ (検索: N A S V A)

(56) 公益財団法人 交通遺児等育成基金

(組織の紹介)

交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入し、基金がその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、長期にわたり定期的に遺児の育成のための資金を給付する制度を行っています。

育成基金の給付

(支援概要)

交通遺児が拠出した拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満 19 歳に達するまで定期的に育成資金の給付を行います。

※加入時の年齢により費用は異なりますので、詳しくはホームページをご覧ください。

(対象要件等)

交通事故により死亡された方の遺族であって、満 16 歳未満の児童かつ一定額の拠出金を拠出できる方

生活資金等の支給

(支援概要、対象要件等)

・越年資金

自動車事故被害者家庭のうち特に生計困窮家庭に対して、当該家庭が新年を迎えるに当たっての生活資金を必要とする場合に、児童 1 人につき一定額を支給します。

・入学支度金

自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の子どもが義務教育を受けるために小学校又は中学校に入学する場合に、入学する児童 1 人につき一定額を支給します。

・進学等支援金

自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の子どもが義務教育を終了して直ちに上級学校に進学・就職する場合に、就職する児童 1 人につき一定額を支給します。

緊急時見舞金

(支援概要、対象要件等)

・自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の家族が死亡した場合又は重度の後遺障がいを受けた場合、一家庭につき一定額を支給します。

・当該家庭の家屋が災害等により全壊又は半壊の甚大な被害を受けた場合に、一家庭につき一定額を支給します。

- ・当該家庭が災害等により家財に著しい損壊を受けた場合等に、一家庭につき一定額を支給します。

<窓口> (公財) 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル 7階

電話 0120-16-3611 または 03-5212-4511 FAX 03-5212-4512

ホームページ (検索: 交通遺児等育成基金)

(57) 公益財団法人 交通遺児育英会

(組織の紹介)

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障がいがある方の子ども等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

奨学金の貸与

(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸します。

(対象要件等)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障がいのために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。(申込時 29 歳までの方)

(専門窓口) 応募資料請求

0120-521286 (フリーダイヤル)、03-3556-0773 (奨学課・直通)

<窓口> (公財) 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目 6 番 1 号 平河町ビル 3階

電話 03-3556-0771 (代表) FAX 03-3556-0775

ホームページ (検索: 交通遺児育英会)

(58)消費生活センター

(組織の紹介)

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者被害の救済・回復を図るため公正な立場で処理にあたっています。

相談業務（電話又は来所）

(支援概要)

悪質商法等に巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行っています。

(窓口) 鳥取県消費生活センター

相 談 室	所 在 地	電話番号
東部消費生活相談室	〒680-8570 鳥取市東町 1 丁目 271 県庁第 2 庁舎 2 階	0857-26-7604/7605
中部消費生活相談室	〒682-0816 倉吉市駄経寺町 187-1 倉吉交流プラザ 2 階	0858-22-3000
西部消費生活相談室	〒683-0043 米子市末広町 294 米子コンベンションセンター 4 階	0859-34-2648/2668

受付時間

東部消費生活相談室：月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:00

中部消費生活相談室：火～土（祝日とその翌日、年末年始を除く） 9:00～17:30

西部消費生活相談室：毎日（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:00

(59)公益財団法人 鳥取県暴力追放センター

(組織の紹介)

都道府県公安委員会が、「暴力追放運動推進センター」として指定した公益法人であり、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

暴力相談活動

(支援概要)

暴力追放相談員が常駐し、電話・面談等により、暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。同センターが委嘱している弁護士、保護司、少年指導員にも相談ができます。

見舞金の支給・入院費用等の貸付け

(支援概要)

暴力団員の不当な行為により被害を受けた方に対して、見舞金の支給や入院費用等の貸付けを行っています。

暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

(支援概要)

暴力団事務所撤去訴訟や損害賠償請求訴訟に係る費用等の無利子貸付け等を行っています。

(対象要件等)

暴力団員を相手とする民事訴訟を提起し、又は、しようとしている方等

<窓口> (公財) 鳥取県暴力追放センター

〒680-0031 鳥取市本町3丁目201

電話 0857-21-6413 (受付) 平日(月～金) 8:30～17:15

0120-198930 (フリーダイヤル)

(再掲)男女共同参画センター

(P 83参照)

※男性に対する相談対応も行っています。

(60)各種福祉制度等の紹介(市町村が実施主体の一般施策)

※ 市町村によっては実施していない事業がありますので、詳細は市町村の犯罪被害者等施策担当窓口 (P 138) にお問い合わせください。

(組織の紹介)

犯罪被害者等支援の施策担当窓口の設置、被害者支援に関する情報提供、県民理解増進のための広報・啓発などの取組を行っています。

(支援概要)

最も県民に身近な基礎的な自治体として、保健福祉等をはじめとする各種制度利用の申請窓口や実施主体となっており、生活の状況や心身の状態等の現況に応じて、各制度の適用が受けられます。

住民票の写しの交付等の制限

(支援概要)

配偶者からの暴力やストーカーから逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、提出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(対象要件等)

- ・市町村の住民基本台帳に記載されている方、又は戸籍の附票に記載されている方
- ・配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命または身体に危害を受けるおそれや反復してつきまとい等を受けるおそれのある方で、警察・関係機関に相談等を行っている方

住民税の所得控除

(支援概要)

盗難、横領に遭い損失が発生した場合、住民税の雑損控除を受けられる場合があります。

(対象要件等)

生活に通常必要な資産に限られます。

(詳細な内容や市町村の税務担当窓口は、市町村犯罪被害者等施策担当窓口にお問い合わせください。)

遺族基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、

死亡した方に生計を支えられていた妻や子がいる場合に支給します。

(対象要件等)

- 1 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が死亡したときに、死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること。
- 2 死亡した方に生計を維持されていた18歳に達した年度の年度末までの子、又は1、2級の障がいの状態にある20歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた妻であること。

障害基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障がいが残った場合などに、一定額を支給します。身体的な障がいのみならず、精神的な障がいについても、受給できる可能性があります。

(対象要件等)

- 1 病気やけがの初診日に被保険者である方や被保険者であった方で、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が、以下の要件に該当していること。
 - ・初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に、1、2級の障がいの状態にあるとき。
 - ・保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること。
- 2 初診日が20歳前にある場合は、20歳になったときに1、2級の障がいの状態にあること。

特別障害者手当

(支援概要、対象要件等)

精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、手当を支給します。

身体障害者手帳の交付

(支援概要)

身体に障がいのある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、障害福祉サービスの利用申請が可能となり、また、重度心身障害者医療費の助成、各種税の減免及び控除、運賃の割引などのサービスが障がいの程度に応じて受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

※ 市町村により利用できるサービスの内容が異なるので、お問い合わせください。

(対象要件等)

- ・視覚・聴覚機能、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある方

精神障害者保健福祉手帳の交付

(支援概要)

精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、自立支援医療費支給制度申請の簡素化、各種税の減免及び控除、公共施設(県)

の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引などが受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

- ・統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

自立支援医療費支給制度

(支援概要、対象要件等)

障害者自立支援法に基づいて、身体・知的・精神の障がいの種類にかかわらず、市町村が福祉サービスを一元化して提供することになりました。

自立支援医療費の支給としては、精神通院医療（精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方）、育成医療（身体上の障がい・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障がいを除去・軽減するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限額が原則として1割になります。ただし、所得制限があります。

※ 自立支援給付には、自立支援医療費以外に介護給付費、訓練等給付費があります。

小児特別医療費助成

(支援概要)

18歳までの者が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部軽減を受けることができます。

※ 市町村により対象要件が異なるので、お問い合わせください。

(対象要件等)

- ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者
ただし、以下のいずれかに該当する者は対象になりません。
- ・各種医療保険に加入していない者
- ・生活保護を受けている者
- ・児童福祉施設などに措置により入所している者

ひとり親家庭等医療費助成

(支援概要)

母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や養育している方に対して、保険診療にかかった医療費の自己負担額について一部を助成します。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費は除きます（入院に係る食事療養費についても、助成の対象となります）。

※ 市町村により対象要件が異なるので、お問い合わせください。

(対象要件等)

- ・市町村内に住所があり、離婚、死別、遺棄などの理由で父（又は母）と生計を同じくしていないか、又は父（又は母）が一定の障がいの状況にある児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、又は一定の障がいのある20歳未満の者）を監護している母（又は父）又は養育している方。ただし、所得額により、支給できない場合があります。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

※ 三朝町又は大山町にお住まいの方は、県福祉事務所(P 137)が窓口です。

(支援概要)

母子家庭の母、父子家庭の父やその扶養している児童・寡婦などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(対象要件等)

- ・配偶者のいない（死別、離婚、生死不明、法令による拘禁（長期）、労働能力喪失、未婚の母・父等）女子又は男子で20歳未満の児童を扶養している方
- ・寡婦の方

高等職業訓練促進給付金等事業

※ 三朝町又は大山町にお住まいの方は、県福祉事務所(P 137)が窓口です。

(支援概要)

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等、就職に有利で効果的な資格を取得するため、養成機関で修業する場合に、修学期間の全期間について、毎月一定額支給するとともに、入学金の負担を軽減するため、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得基準にあること
- ・養成機関で一定の過程を修業し、対象資格の取得が見込まれるもの
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの
- ・過去に訓練促進費の支給を受けていないこと

自立支援教育訓練給付金事業

※ 三朝町又は大山町にお住まいの方は、県福祉事務所(P 137)が窓口です。

(支援概要)

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(対象要件等)

以下の要件すべてに該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得基準にあること
- ・受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ・当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
- ・原則過去に訓練給付金を受給していないこと

ひとり親家庭等就業・自立支援事業

※ 三朝町又は大山町にお住まいの方は、県福祉事務所(P 137)が窓口です。

(支援概要)

就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(対象要件等)

- ・母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦

児童手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を養育している方に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

- ・市町村内に住所があり、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。ただし、請求者の前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上ある場合は、支給制限があります。

児童扶養手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を監護する母、父又は養育する者に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

市町村内に居住地を有し、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあり（20歳未満で政令で定める程度の障がいを含む）、次のいずれかの状態にある児童を監護する母、父又は養育する者

- ・父母が婚姻を解消した児童
 - ・父又は母が死亡した児童
 - ・父又は母に1年以上遺棄されている児童
 - ・父又は母が重度の障がいを含む児童
 - ・母が婚姻によらないで懐胎した児童など
- ただし、様々な支給制限があります。

障害児福祉手当

(支援概要、対象要件等)

精神又は身体に重度の障がいを含む有し、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、手当を支給します。

特別児童扶養手当

(支援概要、対象要件等)

精神又は身体に障がいを含む有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、手当を支給します。

要保護及び準要保護児童生徒援助費

(支援概要)

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(対象要件等)

市町村内に住所を有し、小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方

私立幼稚園就園奨励費補助

(支援概要)

私立幼稚園に就園している幼児を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

※ 住民税決定証明書に要する経費は有料です。

(対象要件等)

- ・市町村内に住所を有し、私立幼稚園に就園する3歳児・4歳児・5歳児の保護者の方

公立幼稚園保育料減免

(支援概要)

保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。減免制度の内容や金額などは市町村によって異なりますので、お住まいの市町村教育委員会までお問い合わせください。

一時預かり

(支援概要)

冠婚葬祭、学校行事の参加などによって、一時的に子どもを保育できない場合に、保育所や認定こども園などで一時的に子どもを保育します。どの保育所や認定こども園などで一時預かりできるかは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※ 各市町村または施設ごとに利用料金が設定されています。

(対象要件等)

主として保育所、幼稚園、認定こども園などに通っていない、または在籍していない乳幼児で、以下のような理由により、一時的に当該児童の保育が必要となる場合。

- ・保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由で緊急、一時的に家庭における育児が困難となる児童
- ・保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を解消する等私的理由により一時的に保育が必要となる児童

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(支援概要)

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設において一時的に養育・保護を行っています。

※ 所得に応じ、利用料を負担していただきます。

(対象要件等)

以下の事由に該当する家庭の児童、母子等

- ・児童の保護者の疾病
- ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由
- ・出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ・経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(支援概要)

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。

※ 所得に応じ、利用料を負担していただきます。

(対象要件等)

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童

無料法律相談 (実施している市町村においても、特定の日を設定しての実施)

(支援概要)

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が無料の法律相談を行っています。

(61)社会福祉法人 いのちの電話

(組織の紹介)

自殺などの様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

相談業務

(支援概要)

孤独や不安に苦しむ人々に、一定の研修を受けた相談員が電話を通して良き相談相手となり心の支えになろうとする活動を行っています。

(相談専用電話) 鳥取いのちの電話 0857-21-4343 (年中無休 12:00~21:00)

<窓口> (社福) 鳥取いのちの電話事務局

電話・FAX 0857-29-6556 (月~金 13:00~16:00)

(62)全国健康保険協会(協会けんぽ)

(組織の紹介)

中小企業等で働く従業員やその家族の皆様が加入されている健康保険は、従来、国(社会保険庁)で運営していましたが、平成20年10月1日、新たに全国健康保険協会(協会けんぽ)が設立され、退職後の健康保険の給付や高額療養費の無利子貸付、ジェネリック医療品の使用促進、健診や保健指導等を行っています。

<窓口> 全国健康保険協会 鳥取支部

〒680-8560 鳥取市扇町58 ナカヤビル4階

電話 0857-25-0050 (土・日・祝日、年末年始を除く 8:30~17:15)

ホームページ (検索:協会けんぽ)

8 ニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。

※支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

1 総合的相談

被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない
多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない

●各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った支援者等が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先) 民間被害者支援団体 (P 57)、警察署 (P 50)、県 (P 49)、市町村 (P 98)、
法テラス (P 56)

2 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い

●受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。
機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者等が対応します。

(連絡先) 精神保健福祉センター (P 74)、保健所 (P 75)、市町村保健センター
(P 75)、民間被害者支援団体 (P 57)、警察署 (被害相談窓口) (P 50)

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

●自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な
意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先) 民間被害者支援団体 (P 57)

3. 生活上の問題

(1) 仕事上の困難

職場で不合理的な対応にあった

●労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な

相談に応じます。

(連絡先) 総合労働相談コーナー(P 80)、中小企業労働相談所(P 81)、個別労使紛争解決支援センター(P 82)

★労使間のトラブルの調整

弁護士等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。

(連絡先) 総合労働相談コーナー(P 80)、弁護士会(P 67)、個別労使紛争解決支援センター(P 82)

働かなければならないが、就職先が見つからない

●就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先) ハローワーク(P 79)、高齢・障害・求職者雇用支援機構(P 80)

★公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先) ハローワーク(P 79)、高齢・障害・求職者雇用支援機構(P 80)、産業人材育成センター(P 80)

★訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(連絡先) ハローワーク(P 79)

★ひとり親家庭等就業・自立支援事業

就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先) 県・市町村(P 101)

資格を取得し、スキルアップを図りたい

★高等職業訓練促進給付金

※ 三朝町又は大山町にお住まいの方は、県福祉事務所(P 137)が窓口です。

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等、就職に有利で効果的な資格を取得するため、養成機関で修業する場合に、修学期間の全期間について、毎月一定額支給するとともに、入学金の負担を軽減するため、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

(連絡先) 県・市町村 (P 101)

★自立支援教育訓練給付金

※ 三朝町又は大山町にお住まいの方は、県福祉事務所(P 137)が窓口です。

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(連絡先) 県・市町村 (P 101)

働きたいが、子どもの世話がある

→ (P 110 参照)

(2) 転居など住居の問題

一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

★被害直後における一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供します。

(連絡先) 鳥取警察本部広報県民課、警察署 (P 52)、民間被害者支援団体 (P 57)、

転居する必要があるが、経済的に苦しい

★公営住宅への優先入居

犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった一定の収入以下の方については、公営住宅に優先的に選考する措置があります。

(連絡先) 県 (P 49)

(3) 経済的な困窮 (問題)

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

★犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るために、一時金を支給します。

(連絡先) 鳥取警察本部広報県民課、警察署 (P 136)

★労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

(連絡先) 労働基準監督署(P 79)

★災害共済給付

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所等及び特定保育事業の管理下における児童または生徒の災害につき、センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

(連絡先) (独) 日本スポーツ振興センター(P 90)

医療費の負担を軽くしたい

●高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(連絡先) 事業主、全国健康保険協会の支部(P 104)、健康保険組合(組合健保)、市町村(国民健康保険)、各種共済保険(共済組合)、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★高額療養費の貸付(立替)制度

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付(立替)を行います。

(連絡先) 事業主、全国健康保険協会の支部(P 104)、健康保険組合(組合健保)、市町村(国民健康保険)、各種共済保険(共済組合)、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカー

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

(連絡先) 税務署(P 136)

★自立支援医療費支給制度

精神通院医療、育成医療(身体上の障がい・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童)、更生医療(身体障害者手帳を持っており障がいを回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方)にかかる費用の自己負担額上限が原則として1割になります。

(連絡先) 市町村(P 100)、保健所(P 75)、通院している医療機関

★小児特別医療費助成

18歳未満に達する日以後の最初の3月31日までにある者が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(連絡先) 市町村(P 100)

★ひとり親家庭等医療費助成

母子・父子家庭等に対して、保険診療分の自己負担額を助成します。

(連絡先) 市町村 (P 100)

生活資金に困っている

★生活福祉資金貸付制度

生活や就業時に必要な資金（生活福祉資金）を低利で貸し付けます。総合支援資金や福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などがあります。一時的に生活の維持が困難となった場合に貸し付ける緊急小口資金（無利子）があります。

(連絡先) 社会福祉協議会 (P 77)

★児童扶養手当

母子家庭又は父子家庭等で、18歳になった日以降の最初の3月31日までの児童を監護する母、父又は養育する者に対して支給します。

(連絡先) 市町村 (P 102)

★母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母、父子家庭の父又はその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の修学に必要な資金などの貸付けを行います。

(連絡先) 市町村 (P 100)

★寡婦（寡夫）控除

配偶者と死別又は離婚をした後、婚姻をしていないか、配偶者の生死が不明な方で、生計を同じにする子などがおり、合計所得額が一定額以下の方に、一定額の税が控除されます。

(連絡先) 税務署 (P 136)

子育てに係る費用の負担を軽くしたい

★要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(連絡先) 市町村 (P 102)

★私立幼稚園就園奨励費補助

私立幼稚園に就園している幼児（3～5歳児）を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

(連絡先) 市町村 (P 102)

★公立幼稚園保育料減免

保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。

(連絡先) 市町村 (P 103)

(4) 子育てに伴う問題 (経済的支援以外)

子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

●子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子どもの相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

(連絡先) 児童相談所 (P 86)、児童家庭支援センター (P 126)

★子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。(事前の登録が必要)

(連絡先) ファミリー・サポート・センター (P 87)

子どもを預けたい

★一時預かり

冠婚葬祭、学校行事の参加などによって、一時的に子どもを保育できない場合に、保育所や認定こども園などで一時的に子どもを保育します。どの保育所や認定こども園などで一時預かりできるかは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

(連絡先) 市町村 (P 103)

★トワイライトステイ、ショートステイなど

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯に子どもを養護したり、様々な事情により、家庭での養育が困難となった場合、一時的に子どもを預かります。

また、養育困難が長期にわたる場合など、乳児院等への入所について、児童相談所に相談することもできます。

(連絡先) 市町村 (P 103)、児童相談所 (P 86)

(5) 福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい

●福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障がい者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先) 県市町村(福祉事務所)(P 74)、社会福祉協議会(P 76)、
地域包括支援センター(P 77)、

(6)報道に関すること

マスコミにどう対応していいかわからない

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先) 警察署(P 136)、弁護士会(P 67)、法テラス(P 56)

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構(BPO)」(連絡先:TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330)に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」(FAX:03-3291-1220)に異議申立てをすることができます。

(連絡先) 弁護士会(P 67)、法テラス(P 56)

4. 加害者に関すること

また被害に遭わないか不安を感じる

★地域警察官等による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、被害者等からの相談への対応などを行います。

(連絡先) 警察署(P 136)

★再被害防止のための警戒、情報提供等

同じ加害者からの再被害を未然に防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて身辺警戒やパトロールの強化、緊急通報装置の貸し出しなどを行います。

(連絡先) 警察署(P 136)

★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度(後述)とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(連絡先) 検察庁(P 64)

加害者がどうなったのか知りたい

★被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報（逮捕、処分等）を捜査に支障のない範囲でお知らせします。

（連絡先） 警察署（P 51）、海上保安部（P 54）

★被害者等通知制度

刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。

（連絡先） 検察庁（P 64）、矯正管区（P 68）、少年鑑別所（P 69）、少年院（P 69）、地方更生保護委員会（P 70）、保護観察所（P 71）

●確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

（連絡先） 検察庁（P 64）、法テラス（P 56）、弁護士会（P 67）

★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を、閲覧できることがあります。

（連絡先） 検察庁（P 65）、法テラス（P 56）、弁護士会（P 67）

★公判記録（起訴された事件の同種余罪の被害を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー →（P 114 参照）

（連絡先） 裁判所（P 60）、検察庁（P 66）、法テラス（P 56）、弁護士会（P 67）

★少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知 →（P 114 参照）

（連絡先） 家庭裁判所（P 63）、法テラス（P 56）、弁護士会（P 67）

加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

★意見陳述 →（P 114 参照）

（連絡先） 検察庁（P 65）、（少年事件につき）家庭裁判所（P 62）、法テラス（P 56）、弁護士会（P 67）

★刑事裁判への参加（被害者参加制度） →（P 115 参照）

(連絡先) 検察庁 (P 65)、法テラス(P 56)、弁護士会 (P 67)

●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行います。

(連絡先) 矯正管区(P 68)、刑事施設(P 68)

★意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を述べるすることができます。

(連絡先) 地方更生保護委員会(P 69)、保護観察所 (P 70)

★心情等伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き、保護観察中の加害者に伝えます。

(連絡先) 保護観察所(P 69)

5. 捜査、裁判に伴う問題

法的なアドバイスが欲しい

●各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

(連絡先) 法テラス(相談窓口や法制度を紹介するほか、資力などについて一定の要件に該当する方は、無料法律相談(予約制)を行っています。)(P 57)、弁護士会(P 67)、検察庁(P 64)

★犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(連絡先) 法テラス(P 57)

警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる

●付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述の出廷の際に支援者が付き添います。

(連絡先) 民間被害者支援団体(P 58)、検察庁(法廷のみ)(P 64)、法テラス(P 56)、

弁護士会 (P 67)

事件に関する情報を知りたい

★被害者連絡制度 → (P 112 参照)

(連絡先) 警察署 (P 51)

★被害者等通知制度 → (P 112 参照)

(連絡先) 検察庁 (P 64)、矯正管区 (P 68)、少年鑑別所 (P 69)、少年院 (P 69)、
地方更生保護委員会 (P 70)、保護観察所 (P 71)

★公判記録の閲覧・コピー (起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む)・
少年保護事件の記録の閲覧・コピー

公判記録を閲覧したり、コピーをとったりすることができます。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先) 地方裁判所・簡易裁判所 (P 60)、検察庁 (P 66)、(少年事件につき) 家庭裁判所 (P 62)、法テラス (P 56)、弁護士会 (P 67)

★少年審判傍聴制度

一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

(連絡先) 家庭裁判所 (P 63)、法テラス (P 56)、弁護士会 (P 67)

★審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

(連絡先) 家庭裁判所 (P 63)、法テラス (P 56)、弁護士会 (P 67)

★審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

(連絡先) 家庭裁判所 (P 62)

刑事手続等に参加したい

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(連絡先) 検察庁 (P 65)、(少年事件につき) 家庭裁判所 (P 62)、法テラス (P 56)、
弁護士会 (P 67)

★刑事裁判への参加（被害者参加制度）

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、同制度を利用して刑事裁判に出席された方に、法テラスから旅費、日当など（被害者参加旅費等）が支給されます。

（連絡先） 検察庁（P 65）、法テラス（P 56）、弁護士会（P 67）

刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

（連絡先） 法テラス（P 57）、弁護士会（P 67）

★被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士（被害者参加弁護士）を選定することを、（法テラスを経由し）裁判所に対して請求することができます。

（連絡先） 法テラス（P 56）、弁護士会（P 67）

損害賠償請求等をしたい

●法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

（連絡先） 地方裁判所（P 60）、法テラス（P 57）、弁護士会（P 67）

★民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立てについても対象となります。

（連絡先） 法テラス（P 57）、弁護士会（P 67）

★損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

(連絡先) 地方裁判所 (P 61)、法テラス(P 56)、弁護士会 (P 67)

★被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産(犯罪被害財産)を犯人からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。

(連絡先) 検察庁 (P 66)

参考資料

1 用語の定義

○「犯罪被害者等」

「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」（犯罪被害者等基本法第2条第2項）をいいます。

○「犯罪等」に含まれる行為

「犯罪等」とは、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」をいいます。

「犯罪」とは、刑法その他我が国の刑罰法令に触れる行為を意味し、交通事故・事件も含まれます。

＜参考＞犯罪の具体例

(刑法)

- ・凶悪犯…殺人、強盗、放火、強姦
- ・粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝など
- ・窃盗犯…窃盗
- ・知能犯…詐欺、横領、背任など
- ・風俗犯…賭博、強制わいせつ、公然わいせつなど
- ・その他…住居侵入、逮捕監禁、略取、誘拐、器物損壊など

(交通事故・事件関係)

- ・自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律、道路交通法など

(特別法関係)

- ・ストーカー行為等の規則等に関する法律〔ストーカー規制法〕
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律〔DV防止法〕
- ・児童虐待の防止等に関する法律
- ・私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律
- ・麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法など

○「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」

「犯罪」ではありませんが、これに類する同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいい、例えば、次のような行為が該当します。

- ・ストーカー行為には当たらないが、警告の対象となるようなつきまといなど
- ・配偶者からの暴力において、身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（暴言を吐く、無視する等の行為）
- ・児童虐待において、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食

参考 捜査、裁判の流れ

①一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇨「起訴」⇨「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

②捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります⁵。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることになります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

③起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います⁶。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

④裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることになります。

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります（被害者参加制度：P65参照）。

⑤刑事手続と民事手続

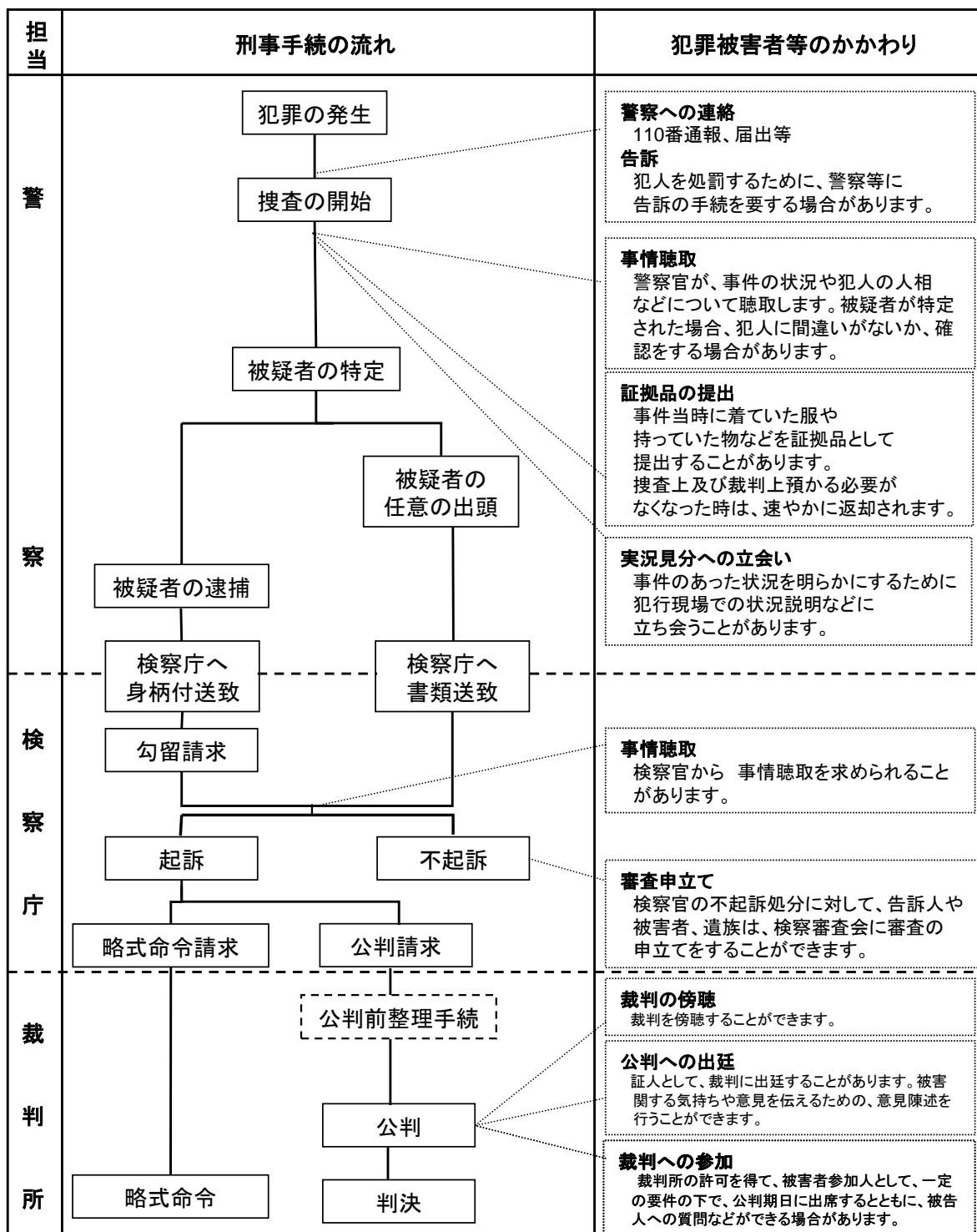
刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます（損害賠償命令制度：P61参照）。

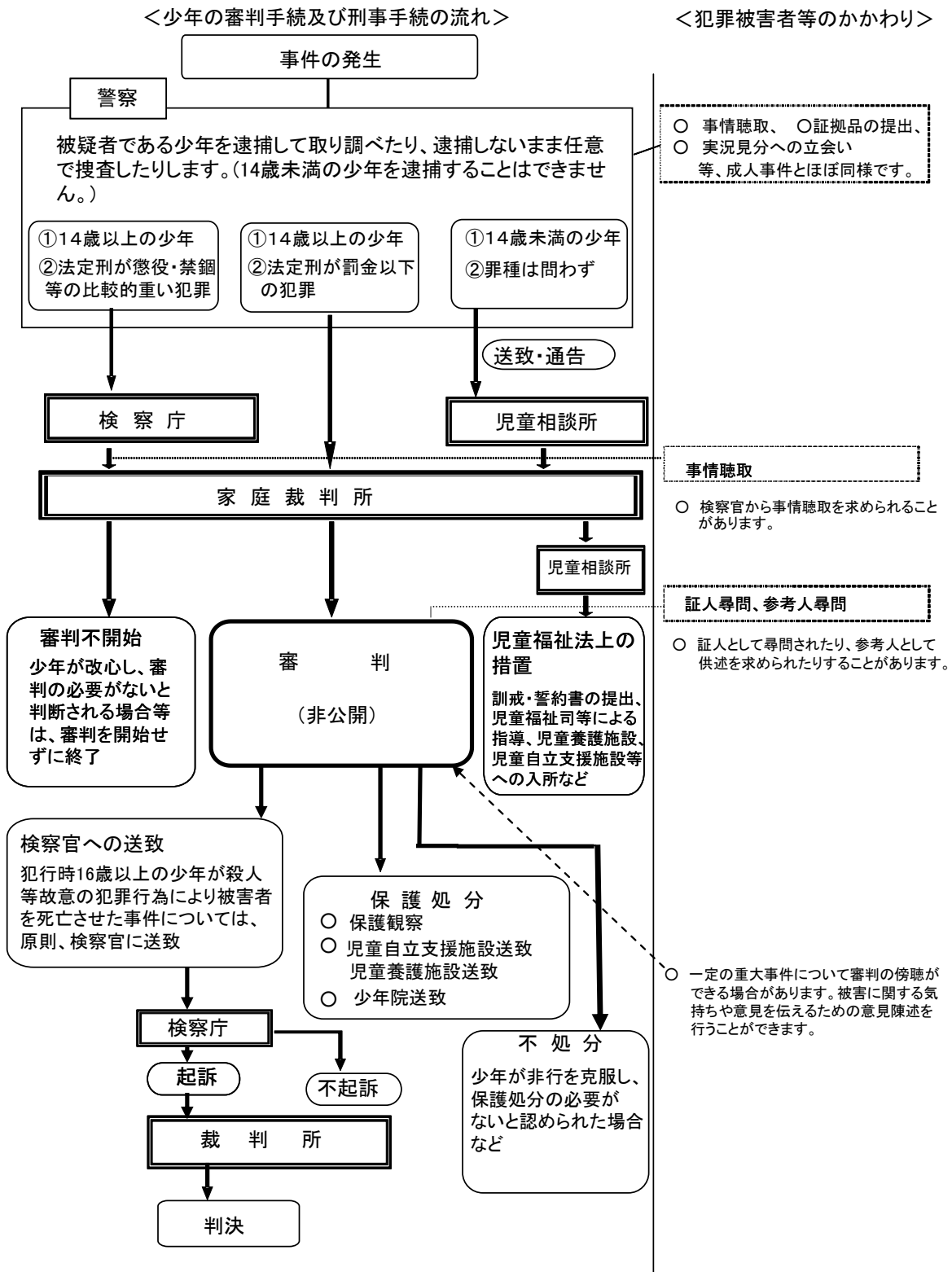
⁵ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合があります。

⁶ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

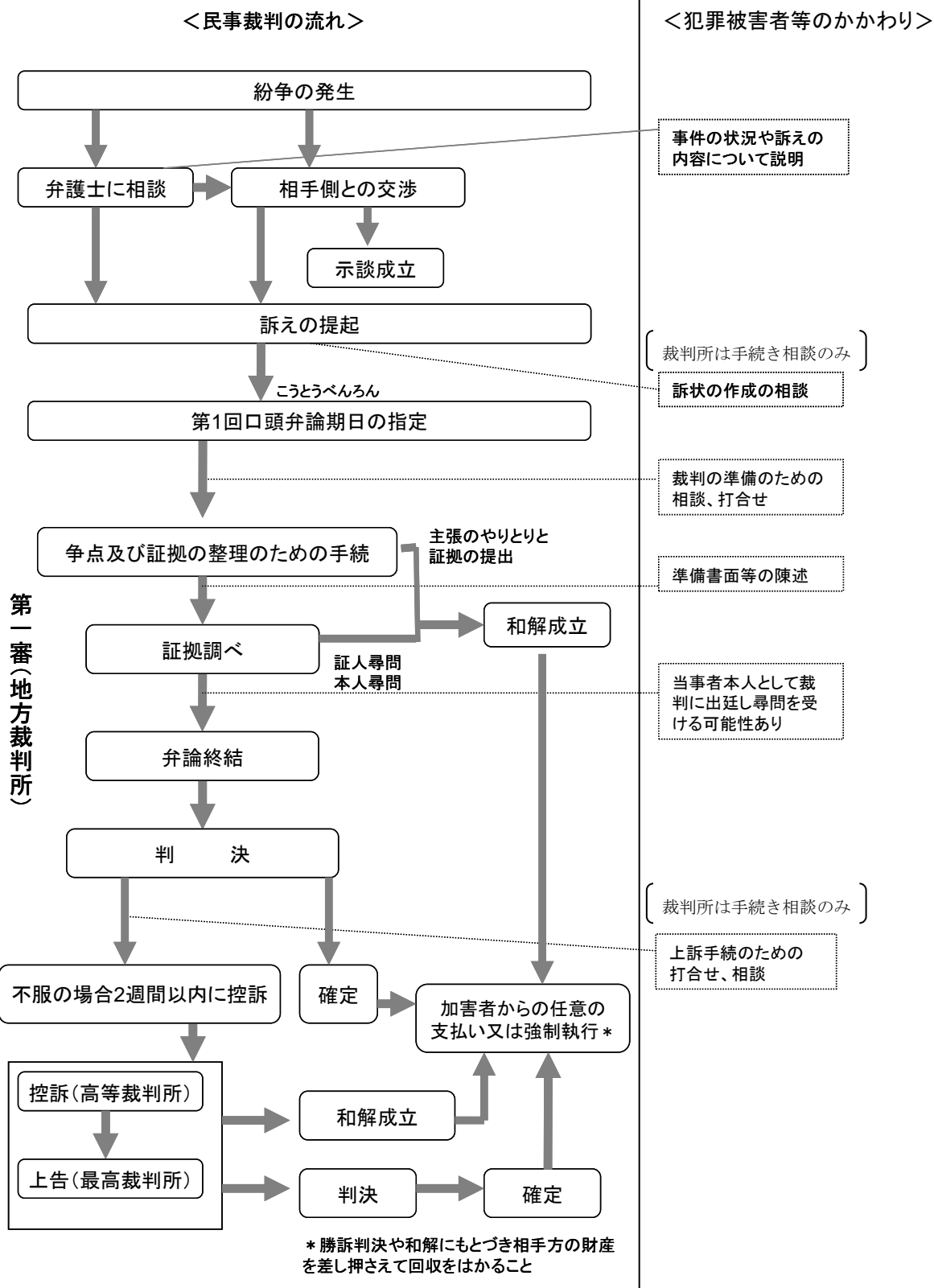
<一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>



＜少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



＜民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



○「犯罪被害申告票」（参考様式1）

「犯罪被害申告票」の書式

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

概要	被害発生日	年 月 日
	被害の種類	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
	被害当事者との関係	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族 <input type="checkbox"/> その他()
	被害発生場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
	その他	被害の概要についてお話ししたいことがあればご自由にお書きください。

要望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判に関する事	<input type="checkbox"/> 損害賠償等の法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情報提供	
	<input type="checkbox"/> その他			
	特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)			

○「被害者支援連絡票」の活用（参考様式2）

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式

受理年月日	平成 年 月 日
相談者の氏名等	氏名： 生年月日： 年 月 日 性別 男・女
	連絡先：電話 () 住所 メールアドレス
	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族（続柄 ()) <input type="checkbox"/> その他 ()
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	被害発生日： 年 月 日
	被害発生場所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他 ()
	被害の種類： <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他 ()
当該被害による 心身の状態	通院歴： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況： <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止、後遺障がい： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況（傷害や後遺障がいの程度）：
犯罪被害者等の要望 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	
自機関・団体で実施 した支援の内容	
これまで受けた 支援内容等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	相談日： 年 月頃、相談機関・団体名： 受けた支援の概要：
紹介先担当部署 〃 連絡先	
備考	
情報提供についての 同意確認欄	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 <input type="text"/> (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに 電話 () から、 年 月 日 時 分同意を得た。
連絡年月日	平成 年 月 日
担当部署 連絡先	

※ 紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、太字の項目については、最低限伝えることが望ましい。

○ 主な相談窓口一覧【代表的な相談（ニーズ）に応じた窓口】

※ 特に記載のない限り、祝祭日・年末年始は対応しておりません。

＜犯罪被害者等に対する総合的な相談＞

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	頁
犯罪被害者等支援に関する具体的な相談窓口紹介、繋ぎ等	県庁くらしの安心推進課地域安全担当	0857-26-7183	月～金 8:30～17:15	49
犯罪被害や身近な不安に関する総合相談	警察総合相談電話 (警察本部生活安全企画課)	0857-27-9110 (#9110)	24時間	50
犯罪被害者等支援に関する相談(犯罪被害給付制度の利用案内等)	警察本部広報県民課 被害者支援室	0857-23-0110 (代)	月～金 8:30～17:15	51
犯罪被害者等の総合相談・支援(電話・面接相談、病院・裁判所等への付添などの直接支援等)	公益社団法人とっとり被害者支援センター	0120-43-0874 (おはなし)	月～金 10:00～16:00	57
犯罪被害者等支援に関する相談(海上で発生した犯罪)	海上保安庁第八管区海上保安本部境海上保安部	0859-42-2532	月～金 8:30～17:15	54
	鳥取海上保安署	0857-32-0118		
＜司法関連＞				
犯罪被害者等の保護と支援に関する相談	被害者ホットライン (鳥取地方検察庁)	0857-22-4177	月～金 9:00～17:00	64
犯罪被害者等支援に関する各種情報提供(精通弁護士や専門窓口の紹介等)	犯罪被害者支援ダイヤル(日本司法支援センター「法テラス」)	0570-079714	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00	56

<女性に対する被害を中心とした相談>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	頁
性犯罪に関する相談	性犯罪110番（警察本部捜査第一課）	0857-22-7110	24時間	50
性別による差別的な取扱いなどから生じる不安や悩み、困りごとの相談	鳥取県男女共同参画センター相談室（中部）	0858-23-3939	一般相談 火～日 9:00～17:00 ※専門相談（臨床心理士、弁護士）は予約制	83
		0858-23-3955 （オトコの相談）	土 13:30～17:30	
	東部相談室	0857-26-7887	一般相談 月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 （第3木曜は9:00～11:30） ※専門相談（臨床心理士、弁護士）は予約制	
	西部相談室	0859-33-3955	一般相談 月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 （第3木曜は9:00～11:30） ※専門相談（臨床心理士、弁護士）は予約制	
配偶者からの暴力（DV）等に関する相談	鳥取県婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）	0857-27-8630	月～金 8:30～17:15	84
	鳥取県中部福祉事務所（配偶者暴力相談支援センター）	0858-23-3147/3152	月～金 8:30～17:15	
	鳥取県西部福祉事務所（配偶者暴力相談支援センター）	0859-38-2250	月～金 8:30～17:15	
	夜間休日専用電話	0858-26-9807	夜間 17:15～翌日 8:30 休日 24時間	
女性の相談	鳥取県福祉相談センター（婦人相談所）	0857-27-8630	月～金 8:30～17:15	85
DV、職場等でのセクハラ、ストーカー行為など女性をめぐる人権問題の相談	女性の人権ホットライン（全国共通ナビダイヤル）	0570-070-810	月～金 8:30～17:15	72

職場での性別による差別的扱い、職場でのセクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメントなど	鳥取労働局雇用均等室	0857-29-1709	月～金 8:30～17:15	81
--	------------	--------------	-------------------	----

<子どもに対する被害、少年支援についての相談>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	頁
少年からの悩み相談	ヤングテレホン（東部少年サポートセンター）	0857-29-0808	月～金 8:30～17:15	86
	ヤングメール（東部少年サポートセンター）	youngmail@pref.tottori.jp	24時間（夜間及び土日、祝祭日は受信のみとなります。）	
非行問題や少年に関する相談	東部少年サポートセンター	0857-22-1574	月～金 8:30～17:15	86
	西部少年サポートセンター	0857-31-1574	月～金 8:30～17:15	
児童虐待等に関する相談	児童相談所全国共通ダイヤル	189	24時間	41
	福祉相談センター（中央児童相談所）	0857-23-6080	月～金 8:30～17:15 （虐待等緊急時は24時間対応）	86
	倉吉児童相談所	0858-23-1141		
	米子児童相談所	0859-33-1471		
	子ども家庭支援センター「希望館」	0857-27-4153	月～金 9:00～0:00 （緊急の場合は24時間対応）	110
	児童家庭支援センターくわの実	0858-24-6306	月～金 8:30～17:30 （緊急の場合は24時間対応）	
	児童家庭支援センター米子みその	0859-21-5085	月～金 9:00～17:00 （緊急の場合は24時間対応）	
子どもの電話相談	福祉相談センター（中央児童相談所）	0857-29-5460	月～金 8:30～17:15	86
	倉吉児童相談所	0858-22-4152		
	米子児童相談所	0859-33-2020		
いじめ、不登校、引きこもりなど教育に関する悩みの相談	いじめ・不登校総合対策センター教育相談電話	0857-31-3956	月～金 8:30～17:15	88
	24時間子供SOSダイヤル（全国統一ダイヤル）	0120-0-78310 （なやみ言おう）	24時間	
	いじめ110番（いじめ・不登校総合対策セン	0857-28-8718	24時間	

	ター)			
	子ども人権110番(鳥取地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15	72

<高齢者に対する被害についての相談>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	頁	
高齢者の総合的な相談・支援	鳥取市	鳥取中央地域包括支援センター	0857-20-3456	月～金 8:30～17:15	77
		鳥取南地域包括支援センター	0858-76-2351	月～金 8:30～17:15	
		鳥取こやま地域包括支援センター	0857-32-2727	月～金 8:30～17:15	
		鳥取西地域包括支援センター	0857-82-6571	月～金 8:30～17:15	
		鳥取東健康福祉センター	0857-25-5021	月～金 8:30～17:15	
	米子市	米子市ふれあいの里地域包括支援センター (社会福祉法人米子市社会福祉協議会)	0859-23-5798	月～金 8:30～17:15	
		米子市義方・湊山地域包括支援センター (医療法人厚生会)	0859-23-6790	月～金(祝祭日受付) 8:30～17:30	
		米子市住吉・加茂地域包括支援センター (社会福祉法人こうほうえん)	0859-48-1365	年中無休 8:30～17:30	
		米子市尚徳地域包括支援センター (社会福祉法人こうほうえん)	0859-26-6588	月～土(祝祭日受付) 8:30～17:30	
		米子市弓浜地域包括支援センター (社会福祉法人真誠会)	0859-48-2330	月～土 8:30～17:30	

		米子市箕蚊屋地域包括支援センター（社会福祉法人博愛会）	0859-27-6500	月～土（祝祭日受付） 8:30～17:30
		米子市淀江地域包括支援センター（社会福祉法人ソウエルよどえ）	0859-56-1118	月～金（祝祭日、年末年始受付） 8:30～17:30
	倉吉市	うつぶき地域包括支援センター（社団法人清和会）	0858-26-6378	月～土 8:30～17:30
		マグノリア地域包括支援センター（社団法人敬人会）	0858-26-3922	月～金 8:30～17:30
		倉吉中央地域包括支援センター（上灘、成徳）（医療法人財団共済会）	0858-22-6102	月～金 8:30～17:30
		明倫・小鴨地域包括支援センター（医療法人十字会）	0858-23-7106	月～金 8:30～17:30
		かもがわ地域包括支援センター（社団法人倉吉市社会福祉協議会）	0858-45-3888	月～金 8:30～17:30
		境港市	境港市北地域包括支援センター（社団法人済生会）	0859-42-3136
	境港市南地域包括支援センター（社会福祉法人こうほうえん）		0859-45-2299	月～金 8:30～17:30
	岩美町	岩美町地域包括支援センター	0857-72-8420	月～金 8:30～17:15
	若桜町	若桜町包括支援センター	0858-82-2209	月～金 8:30～17:15
	智頭町	智頭町地域包括支援センター	0858-75-6007	月～金 8:30～17:15

	八頭町	八頭町地域包括支援センター	0858-72-3566	月～金 8:30～17:15
	三朝町	三朝町地域包括支援センター	0858-43-3519	月～金 8:30～17:15
	湯梨浜町	湯梨浜町地域包括支援センター	0858-35-5378	月～金 8:30～17:15
	琴浦町	琴浦町地域包括支援センター	0858-52-1525	月～金 8:30～17:15
	北栄町	北栄町地域包括支援センター	0858-37-5850	月～金 8:30～17:15
	大山町	大山町地域包括支援センター	0859-54-5207	月～金 8:30～17:15
	日南町	日南町地域包括支援センター	0859-82-0374	月～金 8:15～17:00
	日野町	日野町地域包括支援センター	0859-72-1852	月～金 8:30～17:15
	江府町	江府町地域包括支援センター	0859-75-6111	月～金 8:30～17:15
	南部箕蚊屋広域連合	日吉津地域包括支援センター	0859-27-5952	月～金 8:30～17:15
		南部地域包括支援センター	0859-66-5522	月～金 8:30～17:15
		伯耆地域包括支援センター	0859-68-4632	月～金 8:30～17:15

<在住外国人のための相談>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	頁
県内在住外国人の生活相談	(公財)鳥取県国際交流センター(英語・中国語による日常生活相談)	0857-31-5951 (本所)	月・水・金 英語 11:30~15:30 中国語 9:00~12:00 13:00~17:00 ※業務の都合によりお受けできない場合があります。	73

<生活支援(経済的救援)についての相談>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	頁
<生活援護>				
生活保護に関する相談	中部福祉事務所(三朝町)	0858-23-3123	月~金 8:30~17:15	74
	西部福祉事務所(大山町)	0859-31-9312	月~金 8:30~17:15	
	鳥取市福祉事務所	0857-20-3472	月~金 8:30~17:15	137
	倉吉市福祉事務所	0858-22-8199	月~金 8:30~17:15	
	米子市福祉事務所	0859-23-5151	月~金 8:30~17:15	
	境港市福祉事務所	0859-47-1047	月~金 8:30~17:15	
	岩美町福祉事務所	0857-73-1339	月~金 8:30~17:15	
	若桜町福祉事務所	0858-82-2233	月~金 8:30~17:15	
	智頭町福祉事務所	0858-75-4102	月~金 8:30~17:15	
	八頭町福祉事務所	0858-72-3581	月~金 8:30~17:15	
	湯梨浜町福祉事務所	0858-35-5390	月~金 8:30~17:15	
	琴浦町福祉事務所	0858-52-1715	月~金 8:30~17:15	
	北栄町福祉事務所	0858-37-5852	月~金 8:30~17:15	
	日吉津村福祉事務所	0859-27-5952	月~金 8:30~17:15	
	南部町福祉事務所	0859-66-5522	月~金 8:30~17:15	
伯耆町福祉事務所	0859-68-5534	月~金 8:30~17:15		
日南町福祉事務所	0859-82-0374	月~金		

			8:15~17:00	
	日野町福祉事務所	0859-72-0334	月~金 8:30~17:15	
	江府町福祉事務所	0859-75-6111	月~金 8:30~17:15	
生活困窮に関する相談	鳥取市パーソナルサポートセンター	0857-20-4888	月~金 8:30~17:15	76
	あんしん相談支援センター(倉吉市社会福祉協議会)	0858-24-6265	月~金 8:30~17:15	
	よなご暮らしサポートセンター(米子市社会福祉協議会)	0859-35-3570	月~金 8:30~17:15	
	境港市役所福祉課	0859-47-1047	月~金 8:30~17:15	
	岩美町役場福祉課	0857-73-1333	月~金 8:30~17:15	
	生活総合相談窓口(若桜町社会福祉協議会)	0858-82-0254	月~金 8:30~17:15	
	智頭町役場福祉課	0858-75-4102	月~金 8:30~17:15	
	福祉総合相談窓口(八頭町社会福祉協議会)	0858-71-0100	月~金 8:30~17:15	
	パーソナルサポートセンターみささ(三朝町社会福祉協議会)	0858-43-3388	月~金 8:30~17:15	
	暮らしサポートセンターゆりはま(湯梨浜町社会福祉協議会)	0858-34-6002	月~金 8:30~17:15	
	琴浦町役場福祉課	0858-52-1715	月~金 8:30~17:15	
	北栄町役場福祉課	0858-37-5852	月~金 8:30~17:15	
	日吉津村役場福祉保健課	0859-27-5952	月~金 8:30~17:15	
	パーソナルサポートセンターだいせん(大山町社会福祉協議会)	0859-54-2200	月~金 8:30~17:15	
	生活サポートセンターなんぶ(南部町社会福祉協議会)	0859-66-2900	月~金 8:30~17:15	
	伯耆町社会福祉協議会	0859-21-0608	月~金 8:30~17:15	
	日南町役場福祉保健課福祉推進室	0859-82-0374	月~金 8:15~17:00	
	日野町役場健康福祉課	0859-72-0334	月~金 8:30~17:15	
	江府町社会福祉協議会	0859-75-2942	月~金 8:30~17:15	

生活福祉資金の借入に関する相談	鳥取県社会福祉協議会	0859-59-6333	月～金 8:30～17:15	
	※ 申請窓口は、各市町村社会福祉協議会です（制度案内は、上記の県社会福祉協議会でも説明を受けられます。）。			
自動車事故被害者の支援 （重度後遺障がい者への介護料支給、生活資金貸付、医療センター等の利用案内）	（独）自動車事故対策機構	0570-000738 （交通事故被害者 ホットライン）	月～金 9:00～17:00	93
交通遺児育成基金制度（拠出金制）	（公財）交通遺児等育成基金	0120-16-3611	月～金 9:00～17:00	94
税制上の救済（医療費の支払、盗難による損失等に所得控除が受けられる場合があります。）	最寄りの税務署もしくは各市町村の税務担当課にお問い合わせください。（国税に関する相談窓口：広島国税局税務相談室鳥取分室 0857-23-8776）			98
<修学支援>				
育英奨学資金（高等学校、大学等）	県教育委員会事務局育英奨学室	0857-29-7145	月～金 8:30～17:15	89
日本学生支援機構奨学金（大学等）	（独）日本学生支援機構 中国四国支部	082-503-7133	月～金 8:30～18:15	
犯罪被害者遺児等に対する奨学金等の給与など	（公財）犯罪被害救援基金相談コーナー	03-5226-1021	月～金 9:30～18:00	58
交通遺児（高校生以上）への奨学金など	（公財）交通遺児育英会	0120-521286	月～金 9:00～17:30	95
まごころ奨学金	（公財）日本財団	03-6229-5111	月～金 9:00～17:00	90

<生活支援（住宅）についての相談>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	頁
県営住宅の入居に関する相談	鳥取県住宅供給公社事務局	0857-27-7334	月～金 8:30～17:15	49
	中部事務所	0858-26-8500	月～金 8:30～17:15	
	西部事務所	0859-32-9211	月～金 8:30～17:15	
	委託県営住宅については、管理委託先である市町村までお問い合わせください。			138

<心の悩みについての相談>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	頁
心の健康や精神保健福祉に関する相談	鳥取県立精神保健福祉センター	0857-21-3031	電話相談 月～金 8:30～17:15 面接相談（予約）	74

			制)	
	東部福祉保健事務所	0857-22-5616	月～金 8:30～17:15	75
	中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3127		
	西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9310		
自立支援医療（精神通院医療費の一部公費負担）の利用に関する相談	※ 申請窓口は、各市町村障がい福祉担当課です（制度案内は、上記の各福祉保健局でも説明を受けられます。）。			100

<仕事の悩みや相談>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	頁
労働問題全般に関する相談	鳥取労働局総合労働相談コーナー（鳥取労働局）	0857-22-7000	月～金 8:30～17:15	80
	鳥取総合労働相談コーナー（鳥取労働基準監督署内）	0857-24-3245		
	倉吉総合労働相談コーナー（倉吉労働基準監督署内）	0858-22-5640		
	米子総合労働相談コーナー（米子労働基準監督署内）	0859-34-2263		
	中小企業労働相談所「みなくる」	0120-451-783	月～金 9:30～18:00	81
職業紹介、就業に関する相談	ハローワーク鳥取	0857-23-2021	月～金 8:30～19:00 土 10:00～17:00	79
	ハローワーク倉吉	0858-23-8609	月～金 8:30～17:15	
	ハローワーク米子	0859-33-3911	月～金 8:30～17:15	
	ハローワーク根雨出張所	0859-72-0065	月～金 8:30～17:15	
	鳥取県ふるさとハローワーク八頭	0858-76-7076	月～金 9:00～17:00	
	鳥取県ふるさとハローワーク境港	0859-44-1733	月～金 9:00～17:00	
男女雇用機会均等法（セクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメント含む）、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談	鳥取労働局雇用均等室	0857-29-1709	月～金 8:30～17:15	81

<交通事故についての相談>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	頁
交通事故に関する相談	鳥取交通事故相談所（県庁第2庁舎1階）	0857-26-7101	平日（木曜を除く） 8:30～12:00 13:00～16:00	91
	米子交通事故相談所（西部総合事務所地域振興局内）	0859-33-0091	平日（水曜を除く） 8:30～12:00 13:00～16:00	
	（社）日本損害保険協会 中国支部鳥取自動車保険請求相談センター	0857-24-4233	月～金 9:00～17:00 弁護士相談（予約制、毎月第1水曜 13:00～16:00）	91
弁護士による交通事故の相談	（公財）日弁連交通事故相談センター鳥取県支部（鳥取県弁護士会）	0857-22-3912	月～金 9:00～17:00 弁護士相談（予約制、毎週金曜 10:00～15:00）	91

<悪質商法など消費生活についての相談>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	頁
消費生活に関する相談	東部消費生活相談室	0857-26-7604/7605	月～金 （祝日、年末年始を除く） 8:30～17:00	96
	中部消費生活相談室	0858-22-3000	火～土 （祝日とその翌日、年末年始を除く） 9:00～17:30	
	西部消費生活相談室	0859-34-2648/2668	毎日 （祝日、年末年始を除く） 8:30～17:00	
悪質商法等に関する相談	警察総合相談電話（警察本部生活環境課）	0857-27-9110 （#9110）	24時間	50

<暴力団についての相談>

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	頁
暴力団に関する相談	暴力相談電話（警察本部組織犯罪対策課）	0857-27-9110 （#9110）	24時間	50
	暴力団離脱相談電話（警察本部組織犯罪対策課）	0857-21-7364 0120-338704	月～金 8:30～17:15	

	(公財)鳥取県暴力追放 センター	0120-198930	月～金 8:30～17:15	97
--	---------------------	-------------	-------------------	----

○ 関係機関・団体一覧

<警察本部・警察署一覧>

名 称	所 在 地	電 話 (代表)
警察本部広報県民課	〒680-8520 鳥取市東町1丁目271	0857-23-0110
鳥取警察署	〒680-0911 鳥取市千代水3丁目100	0857-32-0110
郡家警察署	〒680-0461 八頭郡八頭町郡家120-2	0858-72-0110
智頭警察署	〒689-1402 八頭郡智頭町智頭21-3	0858-75-0110
浜村警察署	〒689-0334 鳥取市気高町北浜2丁目158	0857-82-0110
倉吉警察署	〒682-0017 倉吉市清谷町1丁目10	0858-26-7110
八橋警察署	〒689-2301 東伯郡琴浦町八橋645	0858-49-0110
米子警察署	〒683-0004 米子市上福原1266-4	0859-33-0110
境港警察署	〒684-0033 境港市上道町1891-3	0859-44-0110
黒坂警察署	〒689-5134 日野郡日野町下菅242-1	0859-74-0110
高速道路交通警察隊	〒689-3515 米子市赤井手962-2	0859-27-0921
高速道路交通警察隊 鳥取分駐隊	〒680-1221 鳥取市河原町渡一木350-21	0858-85-3377

<検察庁一覧>

名 称	所 在 地	電 話
鳥取地方検察庁 鳥取区検察庁	〒680-0022 鳥取市西町3丁目201	0857-22-4171
鳥取地方検察庁倉吉支部 倉吉区検察庁	〒682-0822 倉吉市葵町719	0858-23-0831
鳥取地方検察庁米子支部 米子区検察庁	〒683-0067 米子市東町124-16 米子地方合同庁舎	0859-22-5101

<裁判所一覧>

名 称	所 在 地	電 話
鳥取地方裁判所 鳥取家庭裁判所 鳥取簡易裁判所	〒680-0011 鳥取市東町2丁目223	0857-22-2171
鳥取地方裁判所 倉吉支部 鳥取家庭裁判所 倉吉支部 倉吉簡易裁判所	〒682-0824 倉吉市仲ノ町734	0858-22-2911
鳥取地方裁判所 米子支部	〒683-0826 米子市西町62	庶務課 0859-22-2205
鳥取家庭裁判所 米子支部		庶務課 0859-22-2408
米子簡易裁判所		庶務課 0859-22-2206

<税務署一覧>

名 称	所 在 地	電 話
鳥取税務署	〒680-8541 鳥取市富安2丁目89-4	0857-22-2141

鳥取第一地方合同庁舎		
倉吉税務署	〒682-8522 倉吉市上井 587-1	0858-26-2721
米子税務署	〒683-8691 米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎	0859-32-4121

<年金事務所一覧>

名 称	所 在 地	電 話
鳥取年金事務所	〒680-0846 鳥取市扇町 176	0857-27-8311
倉吉年金事務所	〒682-0023 倉吉市山根 619-1	0858-26-5311
米子年金事務所	〒683-0805 米子市西福原 2 丁目 1-34	0859-34-6111

<福祉保健局（福祉事務所(市町村を含む。)・保健所）、精神保健福祉センター 一覧>

名 称	所 在 地	電 話
<県福祉事務所（P100、P101 関連）>		
中部福祉事務所	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2	0858-23-3123
西部福祉事務所	〒683-0802 米子市東福原 1 丁目 1-45	0859-31-9313
<市町村福祉事務所（P75 関連）>		
鳥取市福祉事務所	〒680-0845 鳥取市富安 2 丁目 138-4	0857-20-3472
倉吉市福祉事務所	〒682-8611 倉吉市葵町 722	0858-22-8199
米子市福祉事務所	〒683-8686 米子市加茂町 1 丁目 1	0859-23-5151
境港市福祉事務所	〒684-8501 境港市上道町 3000	0859-47-1047
岩美町福祉事務所	〒681-0003 岩美郡岩美町浦富 1029-2	0857-73-1339
若桜町福祉事務所	〒680-0792 八頭郡若桜町若桜 801-5	0858-82-2233
智頭町福祉事務所	〒689-1402 八頭郡智頭町智頭 1875	0858-75-4102
八頭町福祉事務所	〒680-0463 八頭郡八頭町宮谷 254-1	0858-72-3581
湯梨浜町福祉事務所	〒682-0723 東伯郡湯梨浜町久留 19-1	0858-35-5390
琴浦町福祉事務所	〒689-2392 東伯郡琴浦町徳万 591-2	0858-52-1715
北栄町福祉事務所	〒689-2292 東伯郡北栄町由良宿 423-1	0858-37-5852
日吉津村福祉事務所	〒689-3553 西伯郡日吉津村日吉津 872-15	0859-27-5952
南部町福祉事務所	〒683-0323 西伯郡南部町倭 482	0859-66-5522
伯耆町福祉事務所	〒689-4133 西伯郡伯耆町吉長 37-3	0859-68-5534
日南町福祉事務所	〒689-5211 日野郡日南町生山 511-5	0859-82-0374
日野町福祉事務所	〒689-4503 日野郡日野町根雨 101	0859-72-0334
江府町福祉事務所	〒689-4401 日野郡江府町大字江尾 2088-3	0859-75-6111
<精神保健福祉センター、保健所（こころの相談関係）>		
鳥取県立精神保健福祉センター	〒680-0901 鳥取市江津 318-1	0857-21-3031
鳥取保健所	〒680-0901 鳥取市江津 730	0857-22-5616
倉吉保健所	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2	0858-23-3147
米子保健所	〒683-0802 米子市東福原 1 丁目 1-45	0859-31-9310
日野保健所	〒689-4503 日野郡日野町根雨 140-1	0859-72-2037

<県営住宅の問い合わせ先一覧>

名 称	所 在 地	電 話
<市町委託県営住宅を除く>		

東部地域 住宅供給公社 事務局	〒680-0803 鳥取市田園町4丁目207 タナカビル2階	0857-27-7334
中部地域 住宅供給公社 中部事務所	〒682-0022 倉吉市上井町1丁目138 牧本ビル1階	0858-26-8500
西部地域 住宅供給公社 西部事務所	〒683-0054 米子市糺町1丁目160 西部総合事務所新館2階	0859-32-9201
<市町委託県営住宅>		
鳥取市建築住宅課	〒680-8571 鳥取市尚徳町116	0857-20-3291
倉吉市建築住宅課	〒682-8611 倉吉市葵町722	0858-22-8175
米子市建築住宅課	〒683-8686 米子市加茂町1-1	0859-23-5263
八頭町建設課	〒680-0493 八頭郡八頭町郡家493	0858-76-0206
智頭町税務住民課	〒689-1402 八頭郡智頭町智頭2072-1	0858-75-4114
湯梨浜町町民課	〒682-0723 東伯郡湯梨浜町久留19-1	0858-35-5318
北栄町住民生活課	〒689-2292 東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-5866
琴浦町建設課	〒689-2501 東伯郡琴浦町赤崎1140-1	0858-55-7805
南部町建設課	〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺377-1	0859-66-3115
大山町建設課	〒689-3332 西伯郡大山町末長500	0859-53-3186
日南町建設課	〒689-5292 日野郡日南町霞800	0859-82-1113

<市町村犯罪被害者等施策担当課（室）一覧>

名 称	所 在 地	電 話
鳥取市人権推進課	〒680-8571 鳥取市尚徳町116	0857-20-3224
倉吉市総務課	〒682-8611 倉吉市葵町722	0858-22-8112
米子市防災安全課	〒683-8686 米子市加茂町1-1	0859-23-5339
境港市地域振興課人権政策室	〒684-8501 境港市上道3000	0859-47-1102
岩美町総務課	〒681-8501 岩美郡岩美町浦富675-1	0857-73-1411
若桜町総務課	〒680-0792 八頭郡若桜町若桜801-5	0858-82-2211
智頭町総務課	〒689-1402 八頭郡智頭町智頭2072-1	0858-75-4111
八頭町福祉環境課	〒680-0493 八頭郡八頭町郡家493	0858-76-0205
三朝町総務課危機管理室	〒682-0195 東伯郡三朝町大瀬999-2	0858-43-3500
湯梨浜町総務課	〒682-0723 東伯郡湯梨浜町久留19-1	0858-35-3115
琴浦町総務課	〒689-2392 東伯郡琴浦町徳万591-2	0858-52-1700
北栄町生涯学習課	〒689-2292 東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-5871
日吉津村住民課	〒689-3553 西伯郡日吉津村日吉津872-15	0859-27-5951
大山町総務課	〒689-3211 西伯郡大山町御来屋328	0859-54-5201
南部町教育委員会人権教育室	〒683-0201 西伯郡南部町天萬558	0859-64-3787
伯耆町総務課	〒689-4133 西伯郡伯耆町吉長37-3	0859-68-3111
日南町総務課	〒689-5292 日野郡日南町霞800	0859-82-1111
日野町総務課	〒689-4503 日野郡日野町根雨101	0859-72-0331
江府町総務課	〒689-4401 日野郡江府町江尾475	0859-75-2211

【用語等の検索】

<ア行>

意見陳述…60, 62, 65, 112, 114
意見等聴取制度…69, 113
遺族基礎年金…23, 98
遺族厚生（共済）年金…23
一時預かり…103, 110
一時保護…31, 40, 84, 85, 86
医療費控除…108
うつ病…10, 24, 100

<カ行>

解剖（司法解剖）…22, 54, 55
確定記録の閲覧…64, 112
寡婦（寡夫）控除…109
緊急（一時）避難場所の確保…52, 107
緊急避妊…28, 53
禁止命令…31, 34, 49, 54
警告…34, 54, 117
刑事裁判への参加…56, 61, 65, 112
刑事和解…61
検視…22
権利擁護業務…77
公営住宅への優先入居…49, 107
高等職業訓練促進給付金等事業…101
高額療養費…100, 108
公判記録の閲覧・コピー…66, 114
公立幼稚園保育料減免…103, 110

<サ行>

災害共済給付…90, 108
再被害防止…31, 34, 52, 64, 111
事件記録の閲覧・コピー…60, 62

自助グループ…58, 105
自動車保険請求相談センター…134
児童手当…102
児童扶養手当…25, 101, 102, 109
死亡診断書（死体検案書）…22
住民票の写しの交付等の制限…31, 34, 98
少年サポート…86
障害基礎年金…24, 99
障害厚生（共済）年金…23, 25
障害児福祉手当…25, 102
障害者控除…24
奨学金…23, 27, 59, 89, 95, 132
証言…12, 29, 60, 113
小児特別医療費助成…100, 108
職業訓練…80, 106
ショートステイ…103, 110
自立支援医療費支給制度…99, 100, 108
自立支援教育訓練給付金事業…101
私立幼稚園就園奨励費補助…102, 109
心情等伝達制度…70, 113
身体障害者手帳…24, 99, 100, 108
診断書…22, 26, 28, 30, 53, 99, 100
審判結果の通知…62, 112, 114
審判状況の説明…63, 112, 114
スクールカウンセラー…88, 89
生活福祉資金…77, 109, 132
生活保護制度…74
精神障害者保健福祉手帳…99
政府保障事業…27
接近禁止命令…31, 49
損害賠償…11, 12, 26, 27, 52, 53, 61, 65, 66
67, 91, 92, 93, 94, 97, 115, 118, 122

<タ行>

退去命令…31, 49
直接支援…58
付添い…55, 58, 64, 113
電話等禁止命令…31
特定感染症検査…29
特別児童扶養手当…25, 102
特別障害者手当…24, 99
トワイライトステイ…103, 110

<ナ行>

二次被害…13
日常生活自立支援事業…76
日弁連委託援助業務…57, 115

<ハ行>

パニック障害…10, 28
犯罪被害申告票…18, 122
犯罪被害給付制度…51, 107, 124
犯罪被害者等給付金…4, 23, 24
被害回復給付金支給制度…66, 116
被害者参加…56, 61, 65, 112, 115, 118
被害者支援員…29, 64
被害者等通知制度…64, 68, 69, 70, 71, 112, 114

被害者の手引…50
被害者連絡制度…51, 54, 112, 114
ひとり親家庭等医療費助成…100, 109
PTSD…10, 24, 52, 75
ビデオリンク…29
不起訴記録の閲覧…65, 112
福祉サービス（福祉制度）…25, 76, 77, 98
99, 100

傍聴…12, 60, 61, 63, 67, 112, 113, 114
防犯グッズ…34
保護命令…30, 31, 54, 84, 85, 115
ひとり親家庭等就業・自立支援事業…101, 106
母子父子寡婦福祉資金貸付金…100, 109

<マ行>

民事法律扶助…57, 113, 115
無言電話や執拗な電話の対応…34

<ヤ行>

要保護及び準要保護児童生徒援助費…102, 109

<ラ行>

労使間のトラブル…106

発行 平成28年3月
鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課